

香南市子ども・子育て支援計画

(平成 27 年度～31 年度)

平成 27 年 3 月

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	他計画との関係	5
4	計画の期間	6
5	計画の対象	6
6	計画の策定体制	7
第2章	香南市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	9
1	子どもや子育て環境の現状	9
2	アンケート調査結果からみた子育てを取り巻く状況	22
3	次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況	31
第3章	計画の基本的な考え方	36
1	基本理念	36
2	基本的な視点	38
3	基本目標	40
4	計画の体系	41
第4章	分野別施策の展開	42
1	地域における子ども・子育て支援	42
2	質の高い教育・保育の提供	45
3	仕事と子育ての両立支援	50
4	親と子の心と体の健康づくり	52
5	子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	55
6	配慮を必要とする子どもと家庭への支援	57
第5章	子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）	60
1	教育・保育提供区域の設定	60
2	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	61
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	64
4	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策	76

第6章	計画の推進	77
1	推進体制	77
2	計画の広報・啓発	78
3	計画の進捗管理	78
附	資料編	
1	香南市子ども・子育て会議条例	79
2	香南市子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から10年間において次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定を、全国の市町村に義務付けました。

香南市においても、現在の香南市を形成する赤岡・香我美・野市・夜須・吉川の旧5町村では、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、平成17年3月にそれぞれ「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、平成22年3月には「香南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、各地域が一体となって「子育て」「子育て」の支援に取り組み、子どもの笑顔があふれる喜びをみんなで分かちあえる社会づくりを目指してきたところです。

国は、その後も基本施策である少子化社会対策大綱に沿った様々な対策を実施してきましたが、少子化に歯止めがかかっていないことや、子育ての孤立、児童虐待、不登校やいじめといった問題が深刻化するなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。さらに、都市部では多くの待機児童が発生している一方、地方では子どもの人口減少から集団生活ができない地域も生じているなどの課題があります。

これらの課題に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法が成立しました。この法律に基づき、全国の市町村に幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

また、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布され、次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで延長されました。

このような状況を受け、香南市では、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、「香南市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承する計画として「香南市子ども・子育て支援計画」を、策定することとしました。

【国の動きと香南市の取り組み】

	国の動き	香南市の取り組み
平成2年度(1990)	1.57 ショック	
平成6年度(1994)	・エンゼルプラン策定	
平成7年度(1995)	・緊急保育対策5か年事業(～H11年度)	
平成10年度(1998)		○野市・野市東幼稚園3歳児保育開始 ★野市幼稚園遊戯室、4歳児保育室増築及びプール新設
平成11年度(1999)	・新エンゼルプラン策定	
平成13年度(2001)	・仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等)閣議決定	★香我美幼稚園園舎増築工事
平成14年度(2002)		○香我美幼稚園4歳児保育開始(2年保育) ○香我美おれんじ保育園開設(岸本保育所、徳王子保育所、山南保育所、山北保育所を統合)
平成15年度(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行	
平成16年度(2004)	・少子化社会対策大綱 閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン 少子化社会対策会議決定	
平成17年度(2005)		◆赤岡町・香我美町・野市町・夜須町・吉川村次世代育成支援行動計画(前期計画) ○夜須幼稚園4歳児保育開始 赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村の5町村の合併により香南市誕生
平成18年度(2006)	・新しい少子化対策について 少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート	
平成19年度(2007)	・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略 少子化社会対策会議決定	
平成20年度(2008)	・新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表	★野市幼稚園園舎増改築工事
平成21年度(2009)		★吉川みどり保育所改修工事 ★香我美幼稚園園舎増築工事
平成22年度(2010)	・「子ども・子育てビジョン」閣議決定 ・「子ども・子育て新システム検討会議」 少子化社会対策会議決定	◆香南市次世代育成支援行動計画(後期計画) ★野市東幼稚園耐震改修及び外壁改修工事 ★佐古小児童クラブ建築工事 ◆香南市保幼小中連携カリキュラム
平成23年度(2011)		○香我美幼稚園3歳児保育開始 ○夜須幼稚園土曜日預かり保育開始 ★夜須はーと児童くらぶ建築工事 ◆香南市保幼小中連携プログラム
平成24年度(2012)	・子ども・子育て関連3法制定 ・「子ども・子育て新システムの基本制度について」 少子化社会対策会議決定	★野市保育所4歳児室改修工事
平成25年度(2013)	・子ども・子育て会議設置 ・「少子化危機突破のための緊急対策」閣議決定 ・子どもの貧困対策に関する法律公布	◆香南市子ども・子育て会議設置
平成26年度(2014)	・次世代育成支援対策推進法の一部改正(有効期限の延長) ・母子及び寡婦福祉法の改正	★佐古保育所遊戯室及び1歳児室増築工事 ★野市保育所園庭拡張工事
平成27年度(2015)		子ども・子育て支援新制度スタート

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、『香南市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の基本的な考え方等を継承する計画と位置づけ、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図ります。

また、この計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第1次香南市振興計画後期基本計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備する部門別計画と位置づけます。

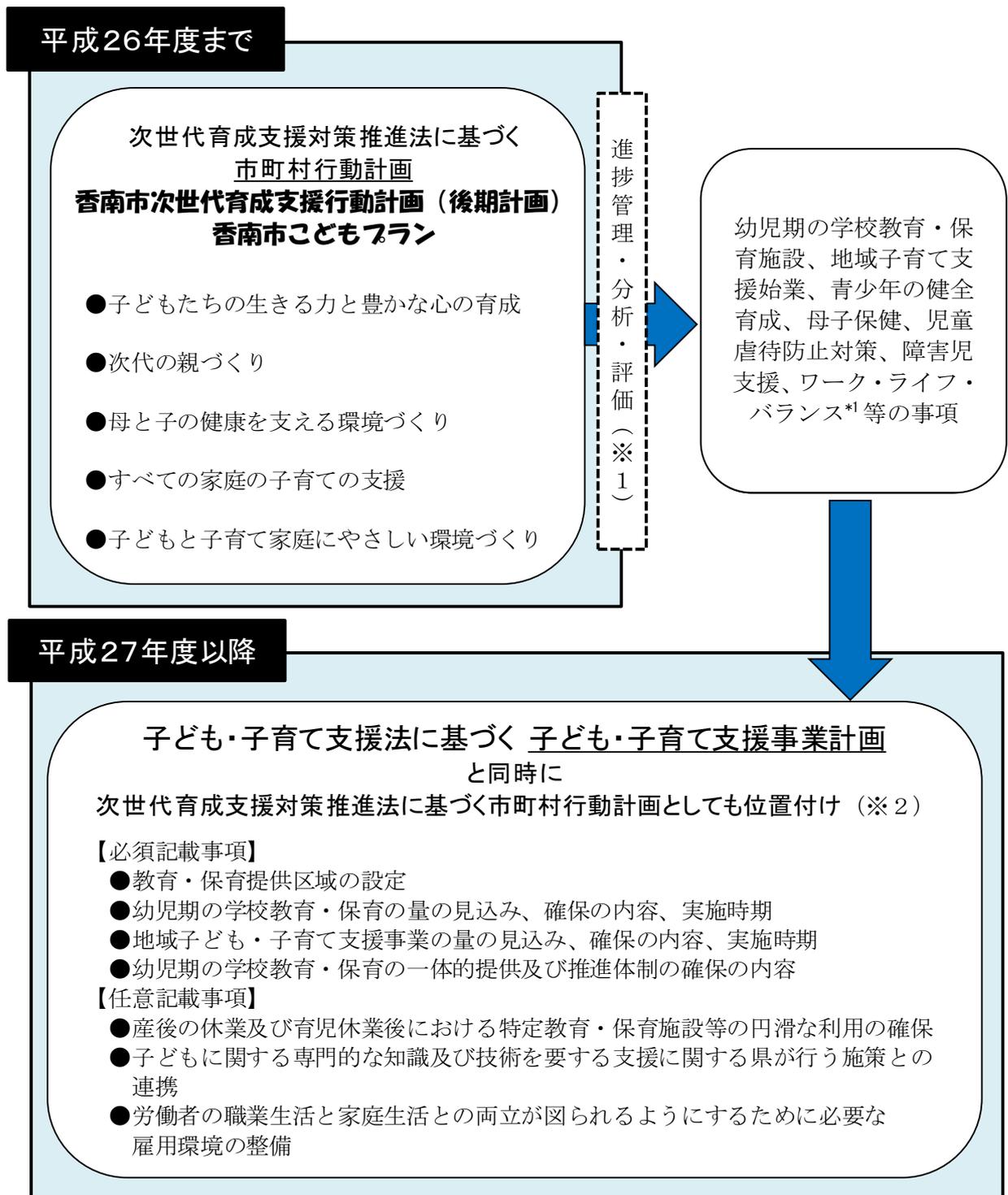
子ども・子育て支援法

第一条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第六十一条／（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



※1 計画の進捗管理 香南市次世代育成支援行動計画推進委員会及び香南市次世代育成支援行動計画推進会議

※2 計画の進捗管理 香南市子ども・子育て会議

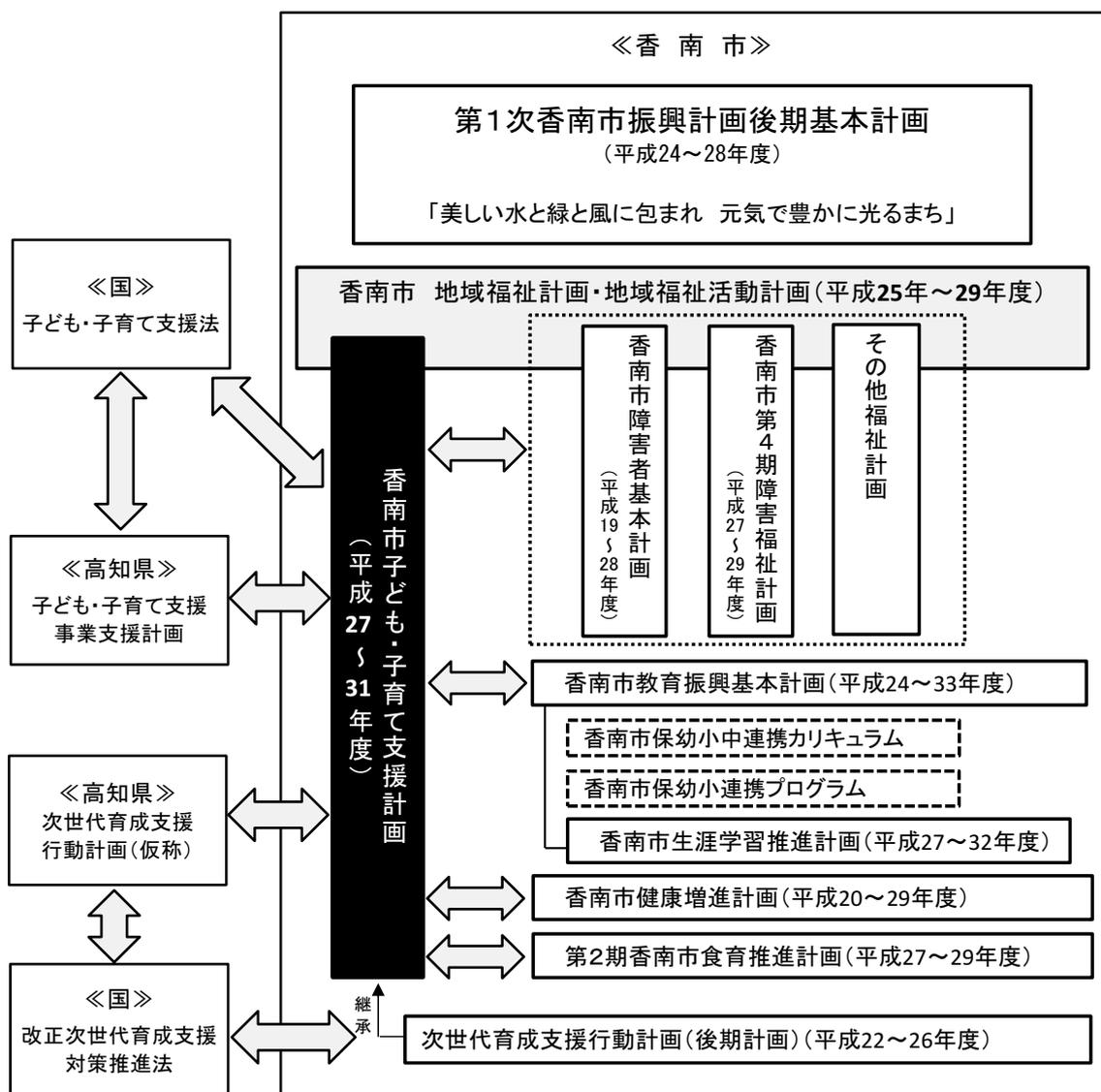
*1 ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態を指します。「仕事と生活の調和」と訳されます。

3 他計画との関係

この計画は、「第1次香南市振興計画後期基本計画」を上位計画とし、以下の関連する諸計画との整合性を図って策定しています。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

【他計画等との関係図】

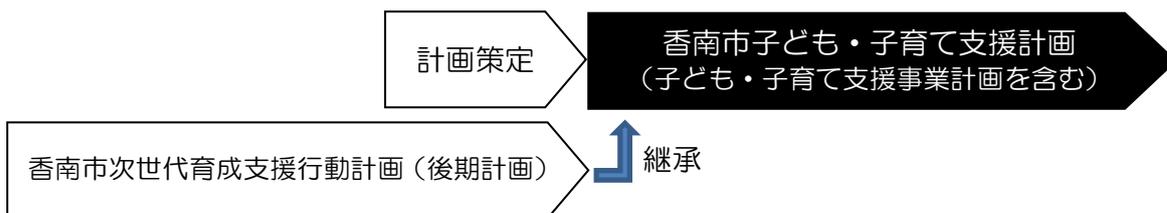


4 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直します。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------



5 計画の対象

この計画は、市内に居住する子ども（概ね18歳未満）とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、事業者、学校等関係者など、すべての個人と団体等を対象とします。



6 計画の策定体制

6-1. 市民参画

(1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「香南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査の実施概要】

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者
調査対象者数	1,296人	1,962人
調査方法	保育所及び幼稚園に通っている場合は、保育所や幼稚園を通じて配布・回収。それ以外は郵送による配布・回収	学校を通じて配布・回収。市外の私立等へ通学中の方は郵送による配布・回収
調査期間	平成25年11月21日～同12月4日	
有効回収数	963人	1,690人
有効回収率	74.3%	86.1%

(2) 香南市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」において、計7回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

また、「香南市子ども・子育て会議」委員から構成する3つの作業部会を立ち上げ、「幼稚・保育」、「子育て支援」、「放課後児童クラブ」の3分野別に、より具体的な施策を検討しました。

(3) パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

○実施期間 平成26年12月24日～平成27年1月23日

6-2. 庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、市民保険課、福祉事務所、健康対策課、学校教育課、こども課、生涯学習課など関係各課が連携し、緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

第2章 香南市の子どもと子育て家庭を取り巻く 現状と課題

1 子どもや子育て環境の現状

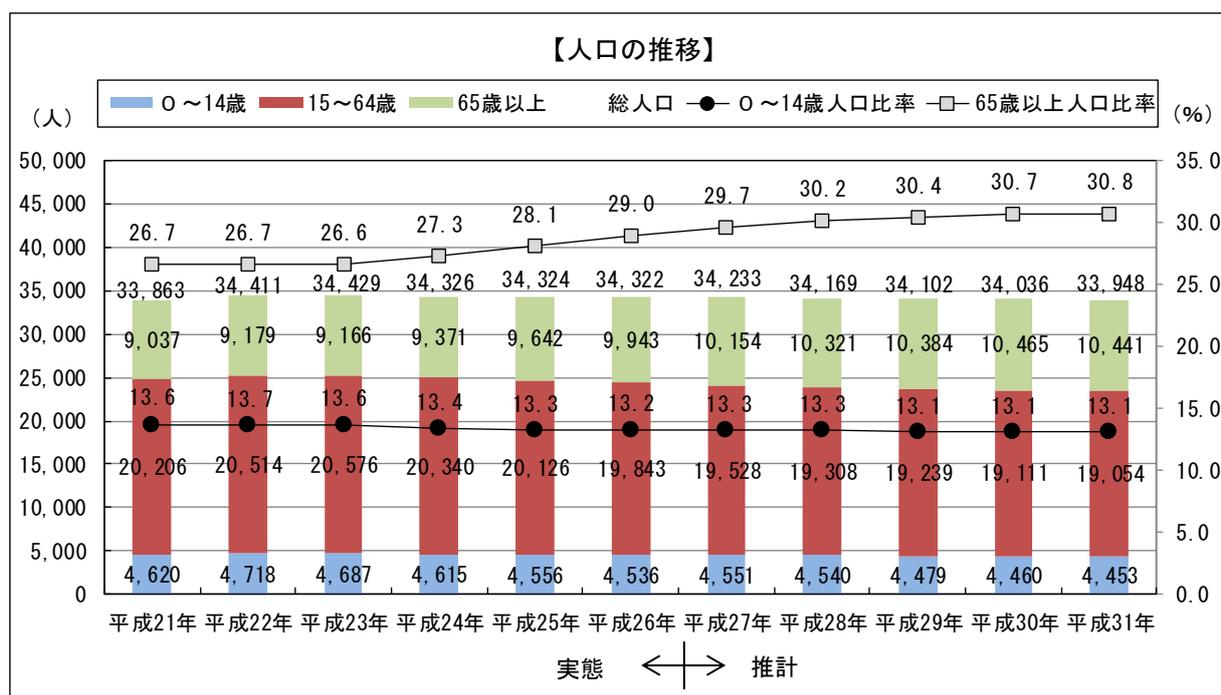
1-1. 香南市の人口等の状況

(1) 人口の推移と将来人口推計

本市の人口は、平成22年3月に香川県善通寺市から陸上自衛隊（隊員約700人）が移駐してきたことにより、人口がやや増加しましたがその後は横ばい、もしくは微減傾向となっています。

年齢別にみると、65歳以上は増加しているのに対して、0～14歳人口は減少傾向が続いており、平成26年3月末現在では4,536人となり、人口全体に占める比率は13.2%となっています。

また、平成27年以降の推計結果では、今後も緩やかながら人口減少が進むことが予測されます。

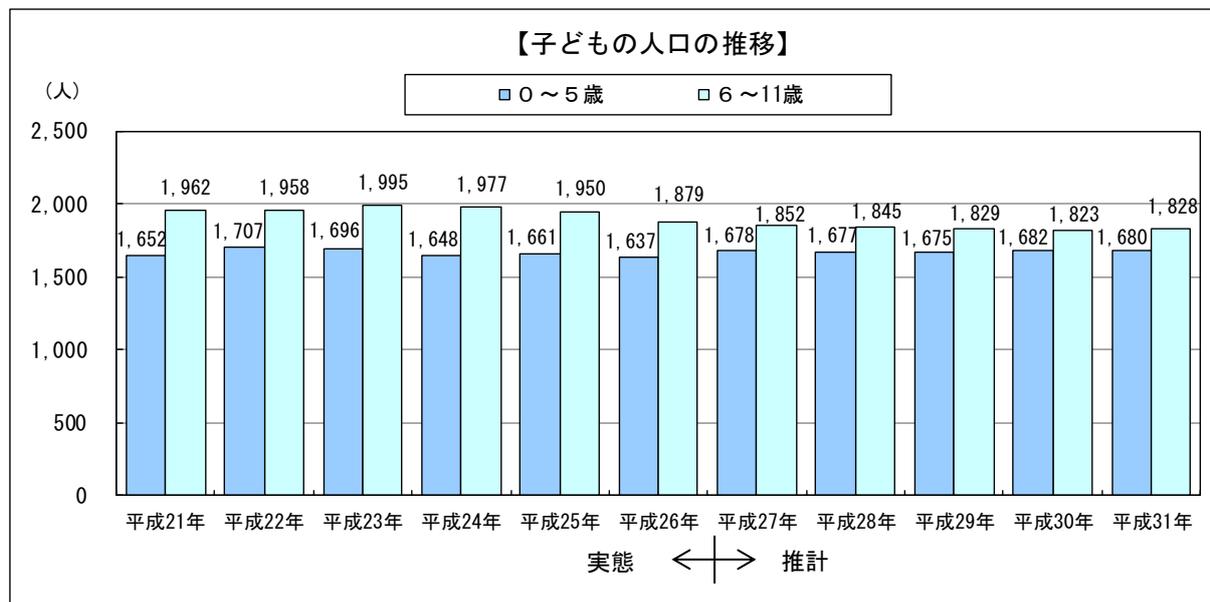


資料：平成21年～26年は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

平成27年～31年推計人口は、平成21年～25年の自衛隊影響分を除く男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に掛け合わせて算出（センサス変化率法）した後に、自衛隊影響分を加算して算出

第2章 香南市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）については、今後も横ばい傾向と見込まれており、平成31年には就学前が1,680人、小学生が1,828人の見込みとなっています。



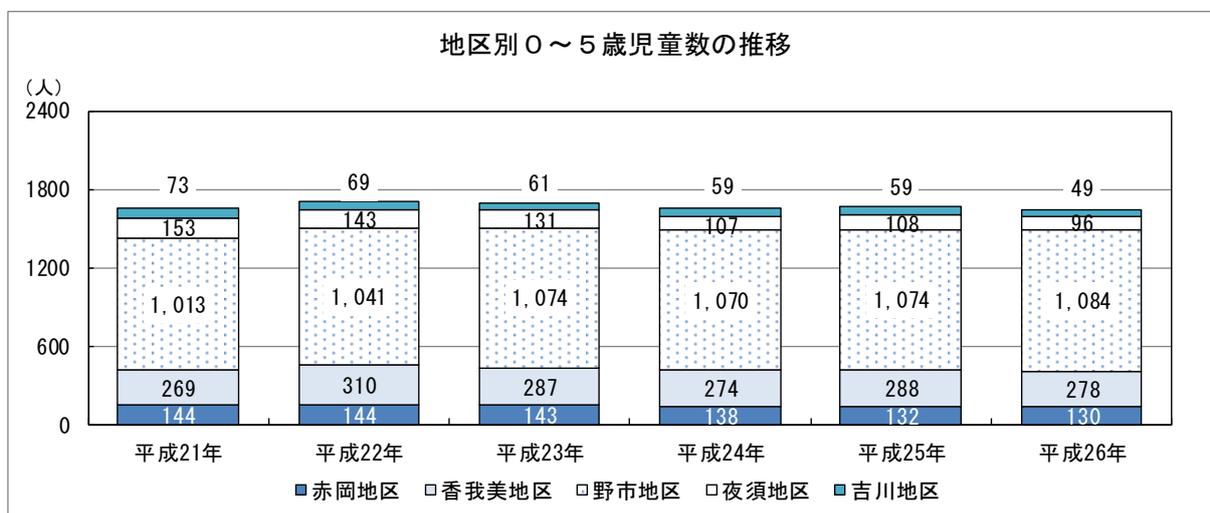
資料：平成21年～26年は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）
 平成27年～31年推計人口は、平成21年～25年の自衛隊影響分を除く男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に掛け合わせて算出（センサス変化率法）した後に、自衛隊影響分を加算して算出

【人口推計における子どもの人口】

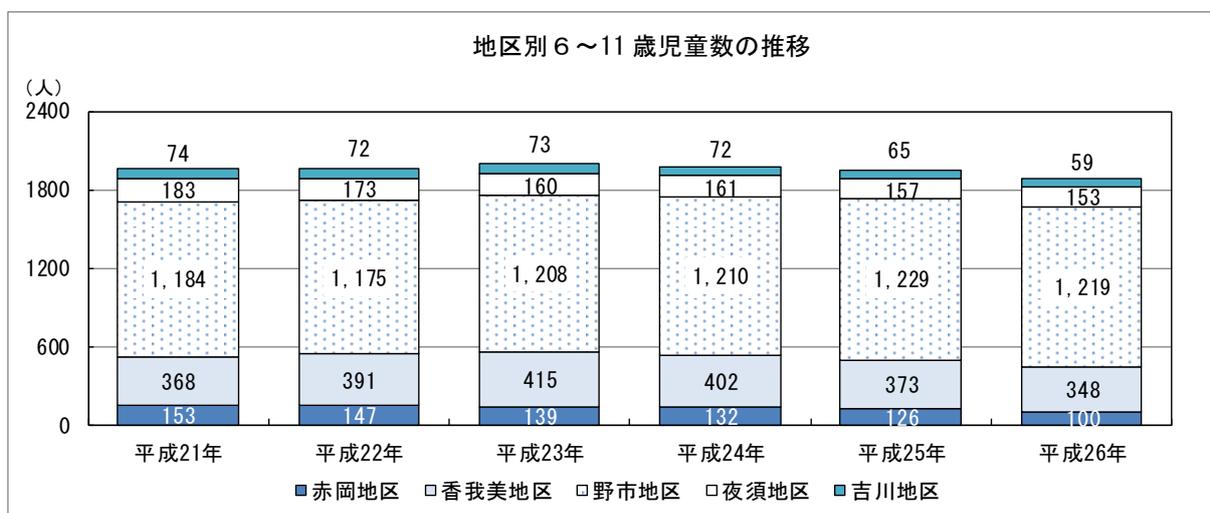
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	251	250	251	251	249
1歳	267	267	266	267	267
2歳	281	281	281	280	281
3歳	281	288	288	288	287
4歳	296	287	294	294	294
5歳	302	304	295	302	302
就学前児童計	1,678	1,677	1,675	1,682	1,680
6歳	299	305	307	298	305
7歳	294	300	306	308	299
8歳	303	295	302	307	310
9歳	311	307	299	306	311
10歳	329	310	306	299	305
11歳	316	328	309	305	298
小学生計	1,852	1,845	1,829	1,823	1,828
総計	3,530	3,522	3,504	3,505	3,508

(2) 地区別子ども人口の推移

地区別子ども人口をみると、平成26年度には児童人口の約65%を野市地区が占める状況となっています。野市地区は、0～5歳児及び6～11歳児ともに過去5年間で増加傾向となっていますが、その他の地区では横ばいもしくは減少傾向となっています。



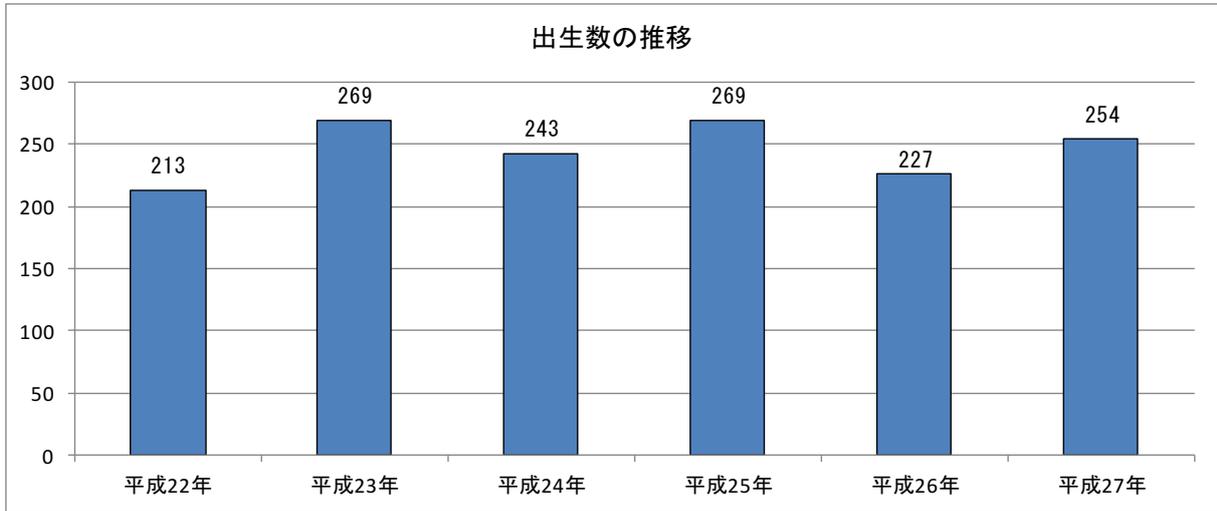
資料：平成21年～26年は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）



資料：平成21年～26年は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

(3) 出生数の推移

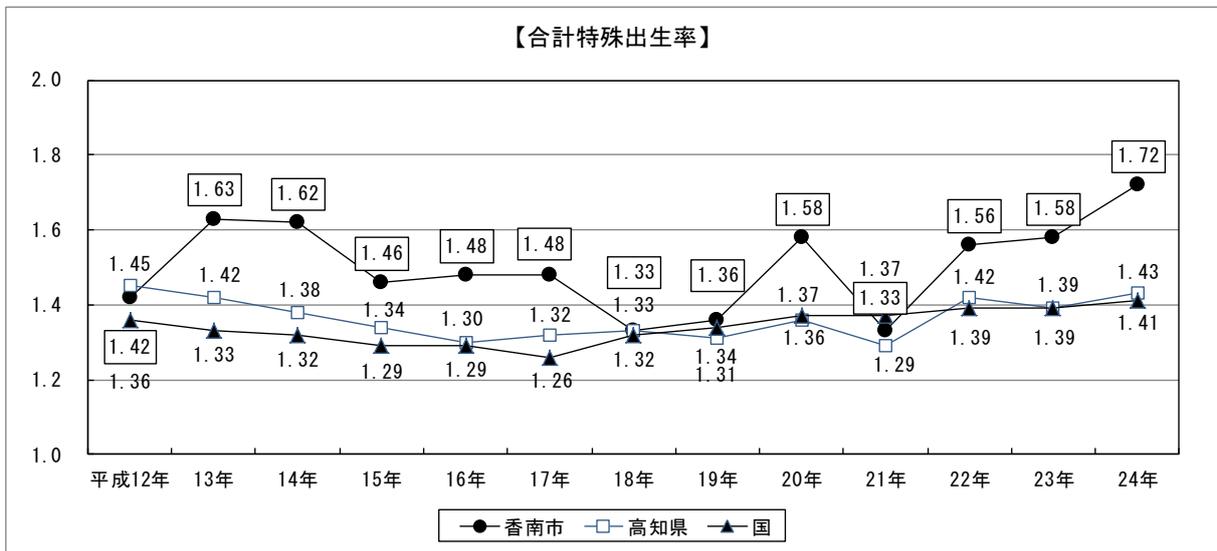
本市の出生数は、年により増減がありますが、概ね213人から269人の範囲で推移しています。



資料：各年1月1日現在の住民基本台帳人口

(4) 合計特殊出生率*2の推移

本市の合計特殊出生率は、平成22年以降増加傾向となっており、平成24年実績で1.72%と国（1.43%）、県（1.41%）を大きく上回っています。

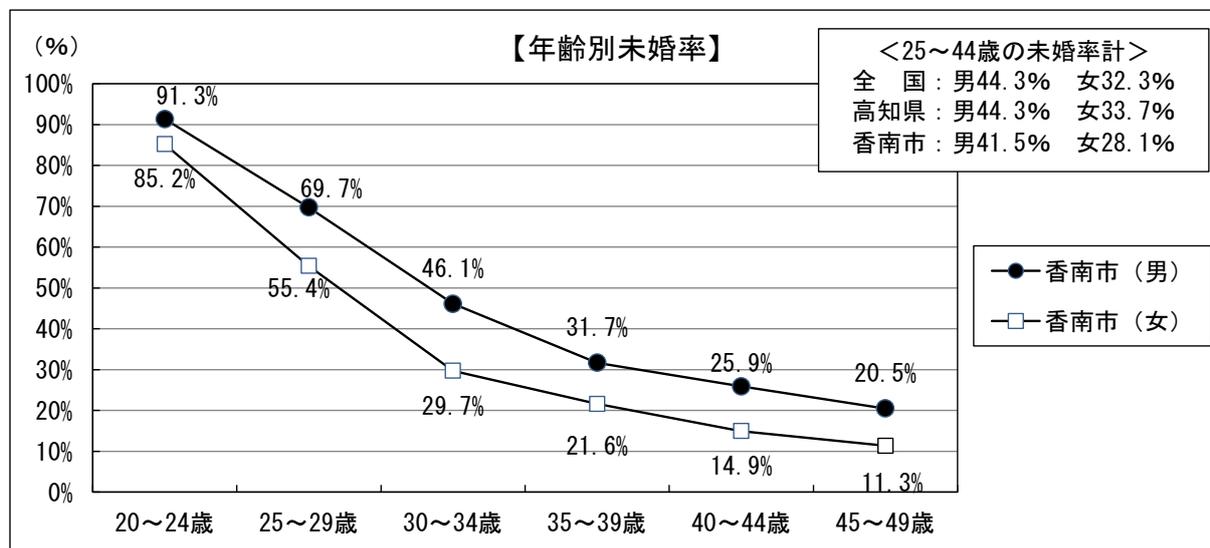


資料：全国と高知県は「人口動態調査」厚生労働省より
香南市は高知県健康づくり支援システムより

*2 合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの平均子ども数に相当します。

(5) 年齢別未婚率の状況

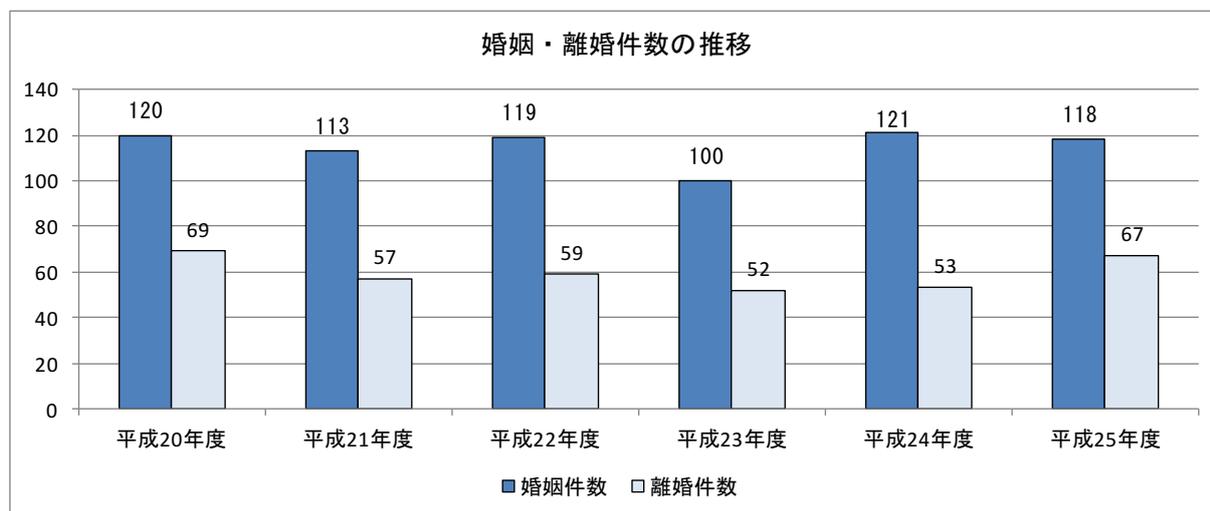
本市の25～44歳未婚率は、男性で41.5%、女性28.1%となっており、全国・高知県と比較しても低くなっています。性別では女性より男性の未婚率が高くなっています。



資料：国勢調査結果より（平成22年）

(6) 婚姻・離婚の状況

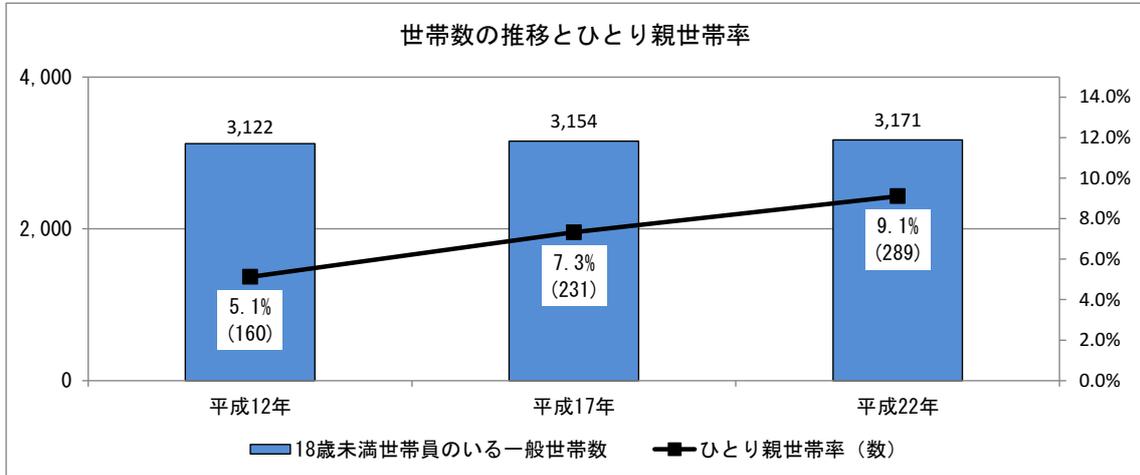
本市の婚姻件数は、平成20年度以降、100件から121件の範囲内で推移しています。離婚件数は、平成23年度以降は増加傾向となっています。



資料：戸籍事件表（市民保険課）より

(7) ひとり親世帯の状況

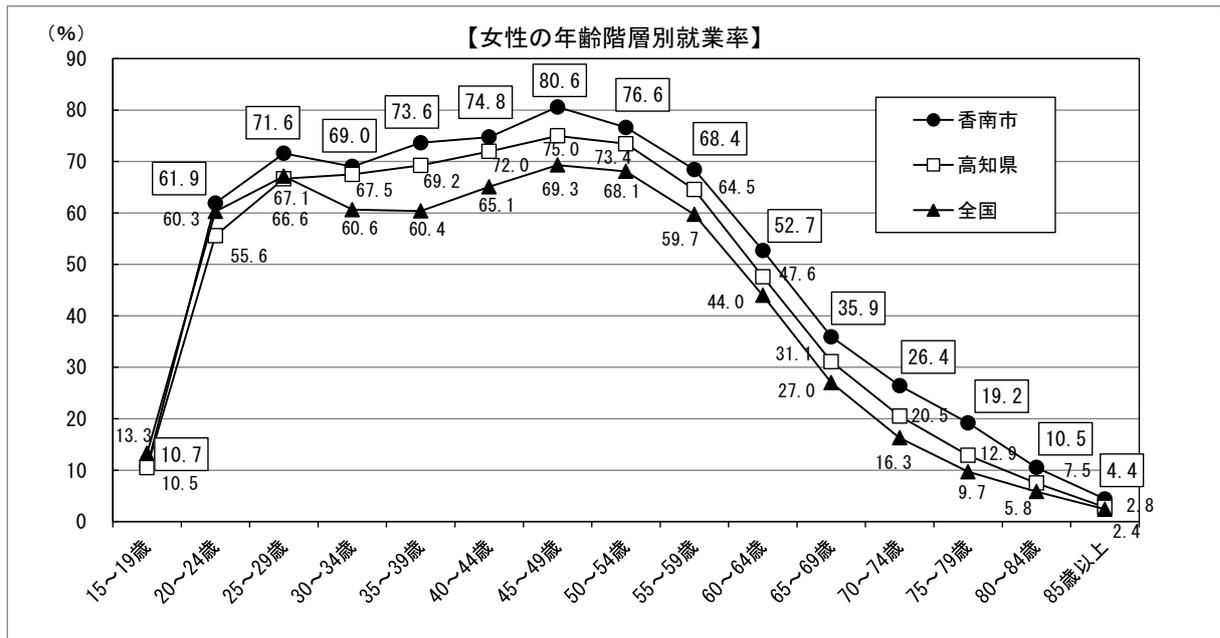
本市の18歳未満世帯員がいる世帯数に占めるひとり親世帯の状況では、世帯数は横ばい状態となっていますが、ひとり親世帯数は増加傾向となっています。世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成12年5.1%から平成22年9.1%と4.0ポイント上昇しています。



資料：国勢調査結果より（18歳未満世帯員がいる世帯）

(8) 女性の年齢別就業率

女性の就業率は、一般的には学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くと言われていいます。本市の場合、全国、高知県と比べても女性の就業率が高く、M字カーブの底が浅くなっています。



資料：国勢調査結果より（平成22年）

(9) 就学前児童の状況

本市の就学前児童（0～5歳児）の状況は、0歳児では在宅等が217人となっていますが、年齢が高くなるにつれて在宅等児童数は減少傾向となり、5歳児においては在宅等が17人となっています。

【就学前児童の状況】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所児童数	23人	110人	162人	181人	140人	162人	778人
幼稚園児童数	0人	0人	0人	70人	135人	121人	326人
在宅等児童数	217人	145人	106人	34人	14人	17人	533人
就学前児童数	240人	255人	268人	285人	289人	300人	1,637人

資料：就学前児童数は平成26年3月31日の住民基本台帳人口

保育所児童数は平成26年4月1日の人数

幼稚園児童数は平成26年5月1日の人数

在宅等は就学前児童数から保育所・幼稚園児童数を差し引いた推計値（市外施設の利用者も含む）

1-2. 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所の状況

本市には、保育所が7か所あり、全て公立施設です。

平成26年4月1日現在、対定員比で野市保育所が120.0%、野市東保育所が110.0%、吉川みどり保育所が108.3%、佐古保育所が100.7%となっており、野市地区が定員超過の傾向となっていますが、それ以外の地区においては定員割れをしている状況です。

また、香我美おれんじ保育所、夜須保育所については対象児の年齢が3歳児までとなっており、4・5歳児については幼稚園という地域特性があります。

施設名	定員	対象児	延長保育	一時預り	障害児保育	在籍児童数	在籍率
赤岡保育所	120人	0～5歳児	○	○	○	100人	83.3%
吉川みどり保育所	60人	1～5歳児	○		○	65人	108.3%
香我美おれんじ保育所	120人	0～3歳児	○	○	○	96人	80.0%
野市保育所	180人	1～5歳児	○		○	216人	120.0%
野市東保育所	100人	1～5歳児	○		○	110人	110.0%
佐古保育所	140人	0～5歳児	○		○	141人	100.7%
夜須保育所	100人	0～3歳児	○	○	○	49人	49.0%
全体	820人					777人	94.8%

資料：平成26年4月1日現在

(2) 幼稚園の状況

本市には、幼稚園が4か所あり、全て公立施設です。

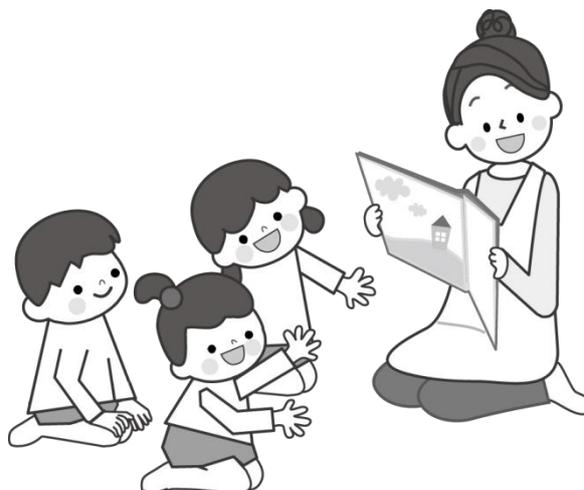
在籍児童数の状況では、平成26年4月1日現在、全ての施設で定員割れをしている状況となっています。また、夜須幼稚園のみ対象児の年齢が4・5歳児です。

施設名	通園区域	定員	対象児	預り保育	障害児受入	在籍児童数	在籍率
香我美幼稚園	香我美町全域	175人	3～5歳	○	○	105人	60.0%
野市幼稚園	野市町・赤岡町・吉川町全域	175人	3～5歳		○	124人	70.9%
野市東幼稚園	野市町・赤岡町・吉川町全域	175人	3～5歳		○	53人	30.3%
夜須幼稚園	夜須町全域	70人	4～5歳	○	○	44人	62.9%
全体		595人				326人	54.8%

資料：平成26年5月1日現在

(3) 届出認可外保育施設の状況

本市には、届出認可外保育施設が4か所あり、うち1か所は事業所内保育施設です。



1-3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴い、通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長保育を行っています。

【延長保育事業の実施状況】

(単位：か所)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施保育所数	7	7	7	7

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

両親が共働きなどのため、保護者が昼間家庭にいない子どものために、専用施設で、遊びや異年齢の集団活動を通して児童の健全な育成を図る児童クラブを設置しています。

【児童クラブの実施概要】

対象児童	小学校1年生～3年生（一部6年生まで）		
実施箇所数	6か所（赤岡若杉児童クラブ 平成23年度から休会）		
実施日	月～金曜日 毎月第一土曜日		
実施時間	授業終了後～18:00（土曜日・長期休みなどは8:00～18:00） （終了時間は一部18:30まで延長あり）		
保護者負担金	月4,500円（減免制度あり） おやつ代は別途		

資料：平成26年4月1日現在

【児童クラブの実施状況】

(単位：か所、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	7	6	6	6
定員	350	320	320	320
利用児童数 (うち障害児数)	357 (2)	286 (6)	296 (11)	325 (13)
待機児童数	0	0	0	0

資料：各年度5月1日現在 ※平成22年度のみ11月1日現在

(3) 児童館事業

赤岡・吉川両市民館（隣保館）では、児童が地域に学び、健全な遊びを通して健康を増進し、豊かな情操と仲間を大切にする心を育むことを目的に、児童の健全育成、子どもたちの居場所づくり、基本的な生活習慣の定着など子育ての拠点を目指した取組を進めています。

【児童館の実施概要】

対象児童	主に小学生、（一部中学生も利用）
実施場所	赤岡市民館、吉川市民館
開設日	月～土曜日
開設時間	8:30～12:00 13:00～17:00（18:00まで延長あり）

資料：平成26年4月1日現在

【児童館の利用状況】

・赤岡市民館

（単位：日、人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開設日数	294	293	292	293
延利用児童数	1,266	2,991	3,264	3,633

・吉川市民館

（単位：日、人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施日数	276	295	293	294
延利用児童数	2,123	1,471	1,852	1,930

(4) 地域子育て支援拠点事業

本市では、子ども達の健やかな育ちを促進するために、妊婦や0歳～就学前までの子どもと保護者等を対象に、様々な悩み相談や保護者間の情報交換、同じ年頃の親子が一緒に楽しく遊ぶことができる地域子育て支援センターを5か所開設しています。

【子育て支援センターの概要】

施設名	相談（電話相談） ＜月～金曜日＞	広場
赤岡保育所子育て支援センター	9:00～11:30 13:30～16:00	月・水～金曜日 9:30～11:30
香我美おれんじ保育所子育て支援センター	9:30～11:30 13:00～16:00	火・木曜日 9:30～11:30
夜須保育所子育て支援センター	9:30～11:30 13:00～16:00	火・木曜日 9:30～11:30
野市保育所子育て支援センター (平成27年4月から野市幼稚園子育て支援センター)	9:00～12:00 13:00～15:00	火・水曜日 9:30～11:30 木曜日 14:00～15:30
吉川みどり保育所子育て支援センター	9:00～11:30 13:00～15:30	月・火・木・金曜日 9:00～11:30

【事業の実施状況の推移】

(単位：か所、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	4	4	5	5
延利用児童数	6,128	6,220	6,145	4,527

* 吉川みどり保育所子育て支援センター 平成24年4月1日開設

(5) 一時預かり事業

保護者の方が、病気や出産、家族の介護、急な仕事、冠婚葬祭などの理由により、家庭において乳幼児を保育することが一時的に困難となった場合に、保育所を利用できません。

- ・平成26年4月1日現在の実施保育所：赤岡保育所、香我美おれんじ保育所、夜須保育所

【一時預かり事業の実施状況】

(単位：か所、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施保育所数	3	3	3	3
延利用児童数	560	669	697	725

(6) 短期入所生活援助（ショートステイ）

保護者の方が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に利用できます。

- ・平成26年4月1日現在の委託先：児童養護施設 2か所（愛童園、博愛園）
母子生活支援施設 1か所（ちぐさ）

【短期入所生活援助（ショートステイ）の実施状況】 (単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延利用児童数	7	34	32	112

(7) 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、定期的な受診を促進しています。

- ・助成内容：1回目 16,000円限度
2～14回目 7,260円限度

【妊婦健康診査の受診状況】 (単位：人、件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診実人数	368	438	301	390
妊婦健診費助成件数	2,431	3,080	2,492	2,888

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師などが、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、発育・発達状態の確認、育児相談、市の母子保健事業の紹介、養育環境等の把握などを行なっています。

【乳児家庭の訪問状況】 (単位：人、件)

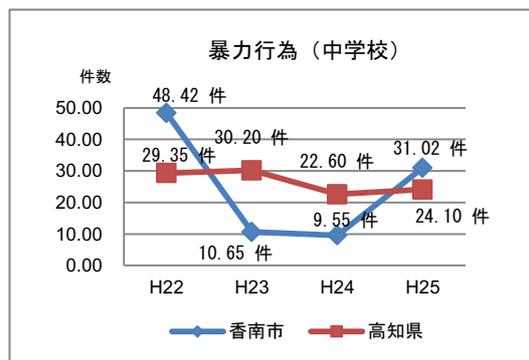
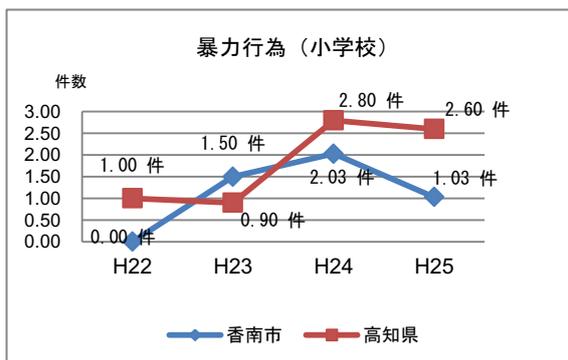
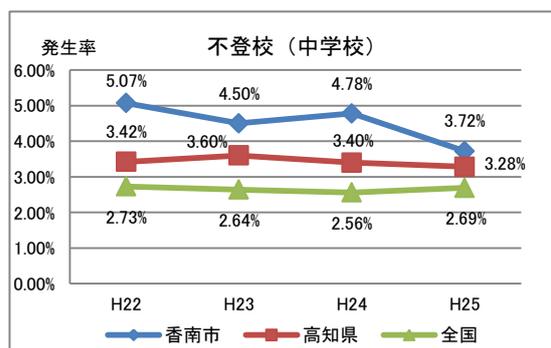
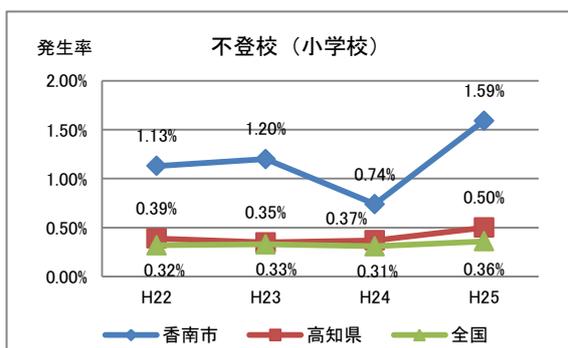
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	269	256	256	240
訪問家庭数	244	242	251	235

1-4. その他

(1) 小学校・中学校の不登校等の状況

市内小学校の不登校発生率は、平成24年度には改善傾向にありましたが、平成25年度は1.59%まで上がっています。また、市内中学校の不登校発生率は、平成25年度3.72%であり、発生率は徐々に下がってきました。

市内小学校の1,000人あたり暴力行為発生件数は、増加傾向にありましたが、平成25年度は1.03件まで下がり、市内中学校の暴力行為発生件数は、平成24年度まで減少傾向にあったものの、平成25年度は31.02件と増加しました。



(2) 虐待相談取扱件数

虐待に関する相談のうち、虐待と認定された件数は、全体では11件から18件の範囲で推移しています。ネグレクトは、減少傾向となっていますが、心理的虐待が微増となっています。

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ネグレクト	4	2	3	1
身体的虐待	8	8	1	6
心理的虐待	6	1	7	9
性的虐待	0	0	0	0
合計	18	11	11	16

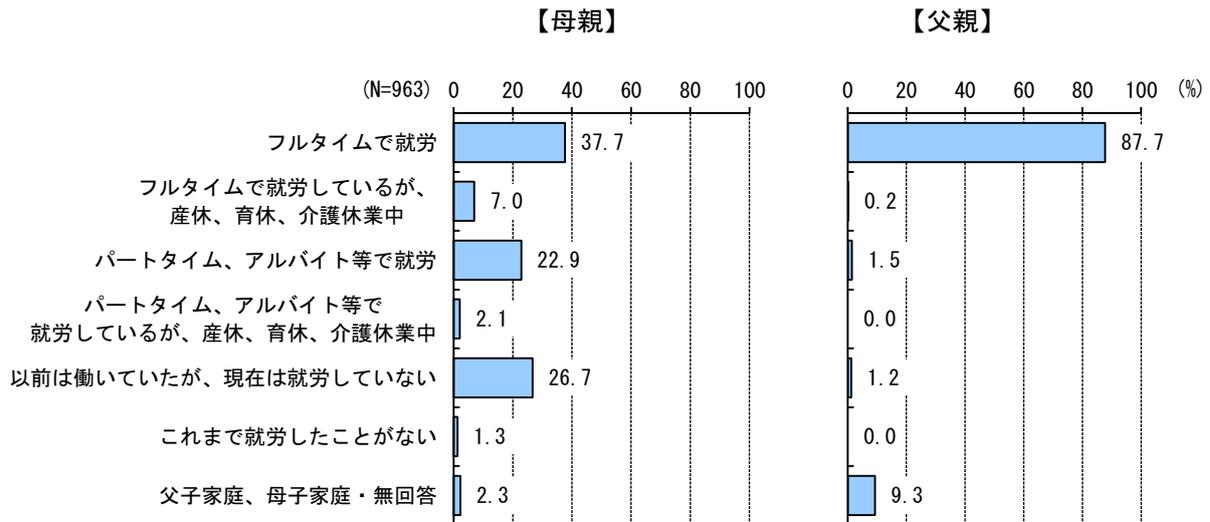
資料：福祉行政報告例 第49の2

2 アンケート調査結果からみた子育てを取り巻く状況

2-1. 就学前児童の保護者調査

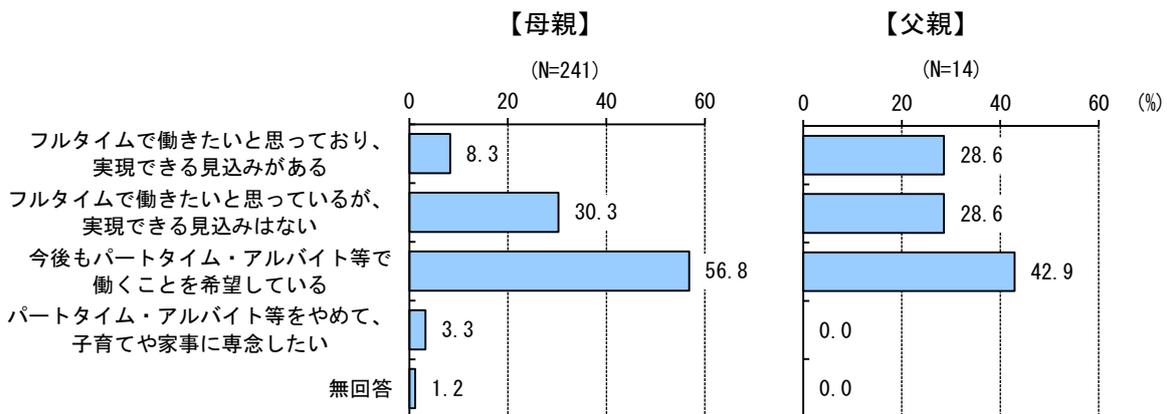
(1) 父母の就労形態

就学前児童保護者の就労状況は、父親は「フルタイムで就労」が87.7%となっています。母親では「フルタイムで就労」が37.7%、「以前は働いていたが、現在は就労していない」が26.7%、「パートタイム、アルバイト等で就労」が22.9%となっています。



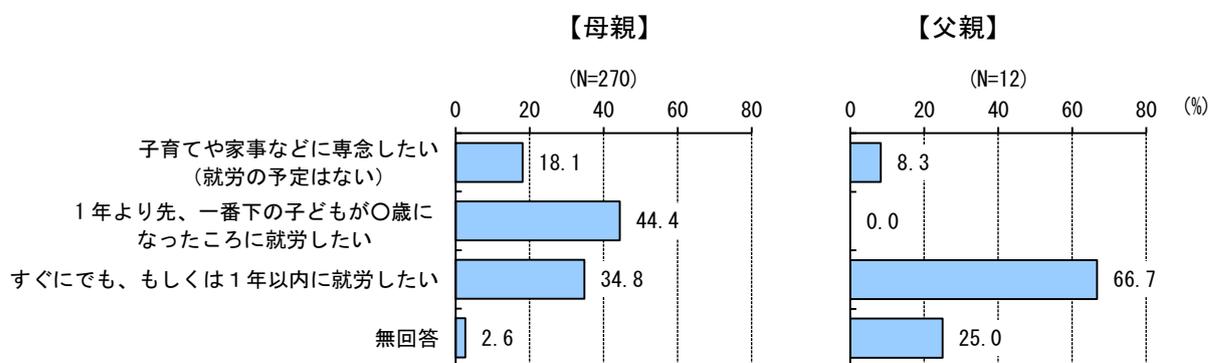
(2) フルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している父母のフルタイムへの転換希望は、父母ともに「今後もパートタイム・アルバイト等で働くことを希望している」が最も多く、父親で42.9%、母親で56.8%となっています。



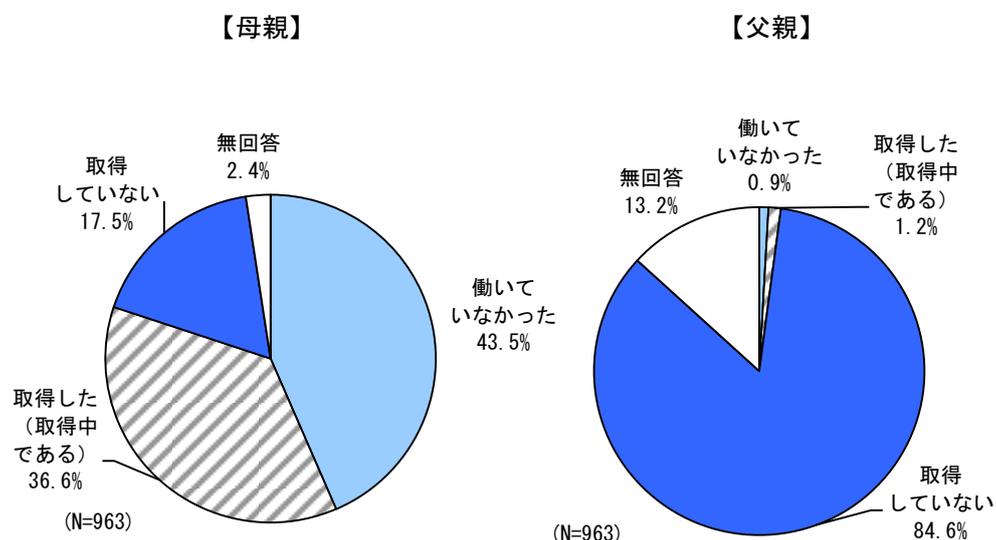
(3) 非就労者の就労希望

就労していない父母の就労希望は、母親では「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が44.4%で最も多く、父親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が66.7%と最も多くなっています。



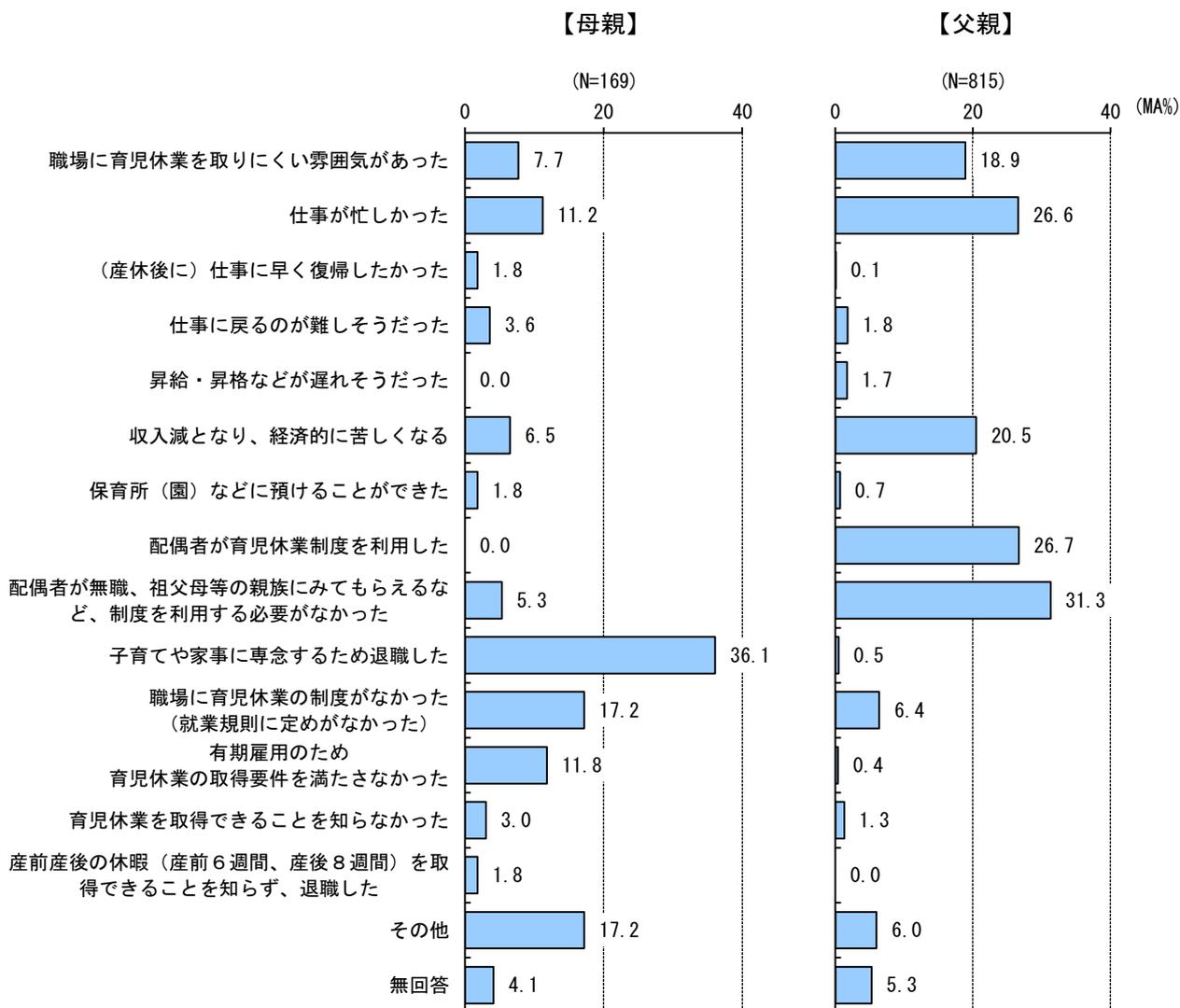
(4) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、「取得した (取得中である)」は母親で36.6%、父親で1.2%と父親の取得率は母親に比べ低くなっています。



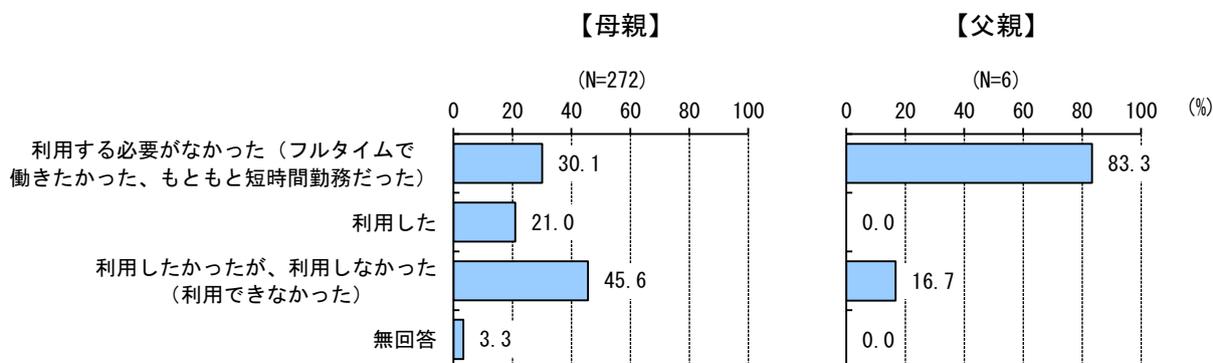
(5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が36.1%で最も多く、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が31.3%で最も多くなっています。



(6) 短時間勤務制度の利用状況

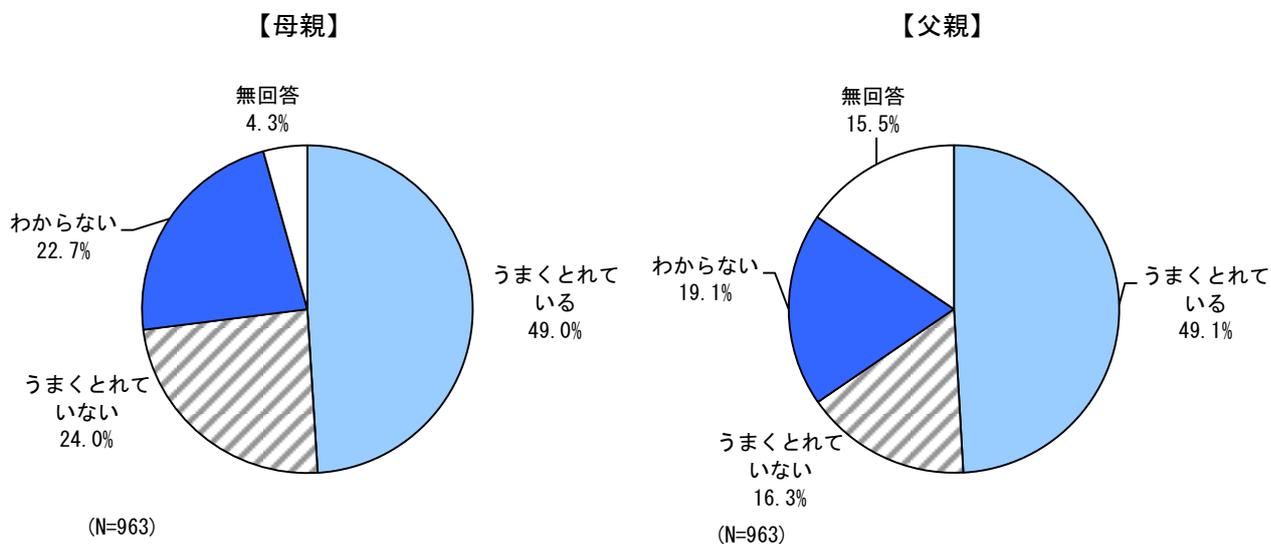
短時間勤務制度の利用状況は、「利用した」が母親で21.0%、父親で0.0%となっています。「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が母親で45.6%、父親で16.7%となっています。



(7) 仕事と仕事以外の生活との調和

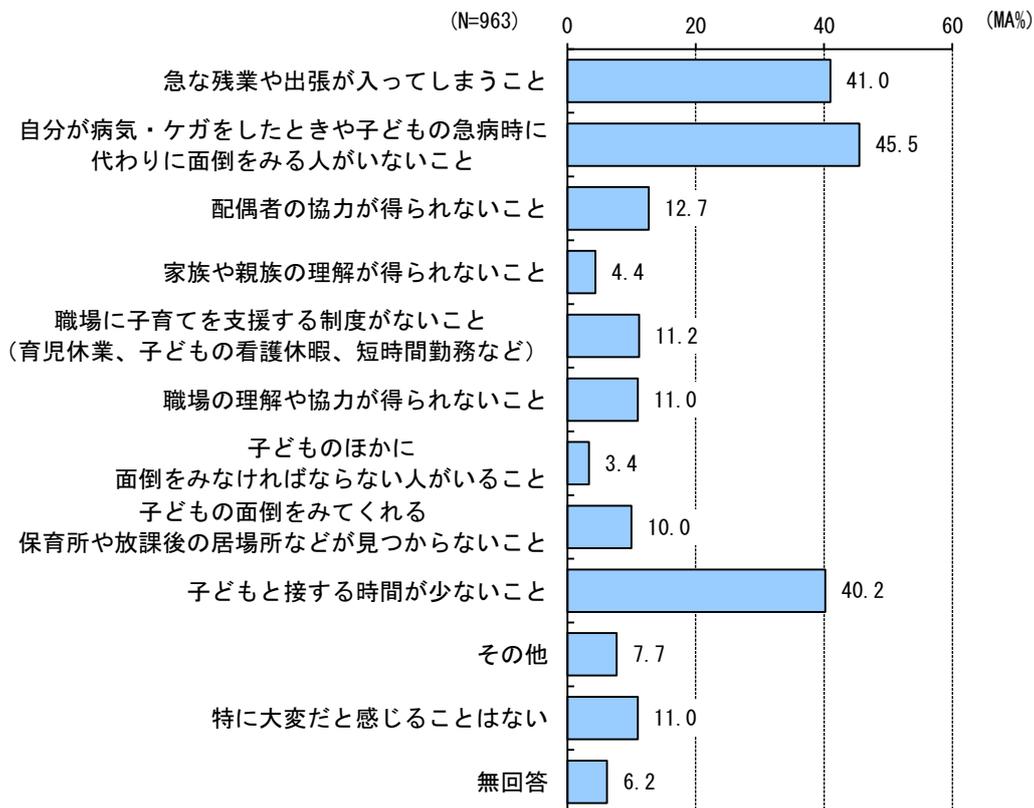
仕事と仕事以外の生活との調和がとれているかについては、「うまくとれている」が母親で49.0%、父親で49.1%となっています。

「うまくとれていない」は、母親で24.0%、父親で16.3%となっています。



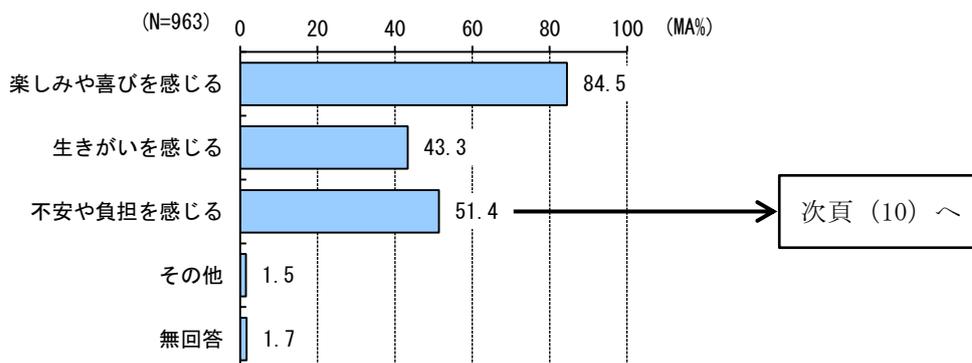
(8) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」が45.5%で最も多く、次いで「急な残業や出張が入ってしまうこと」41.0%、「子どもと接する時間が少ないこと」40.2%となっています。



(9) 子育てについての感じ方

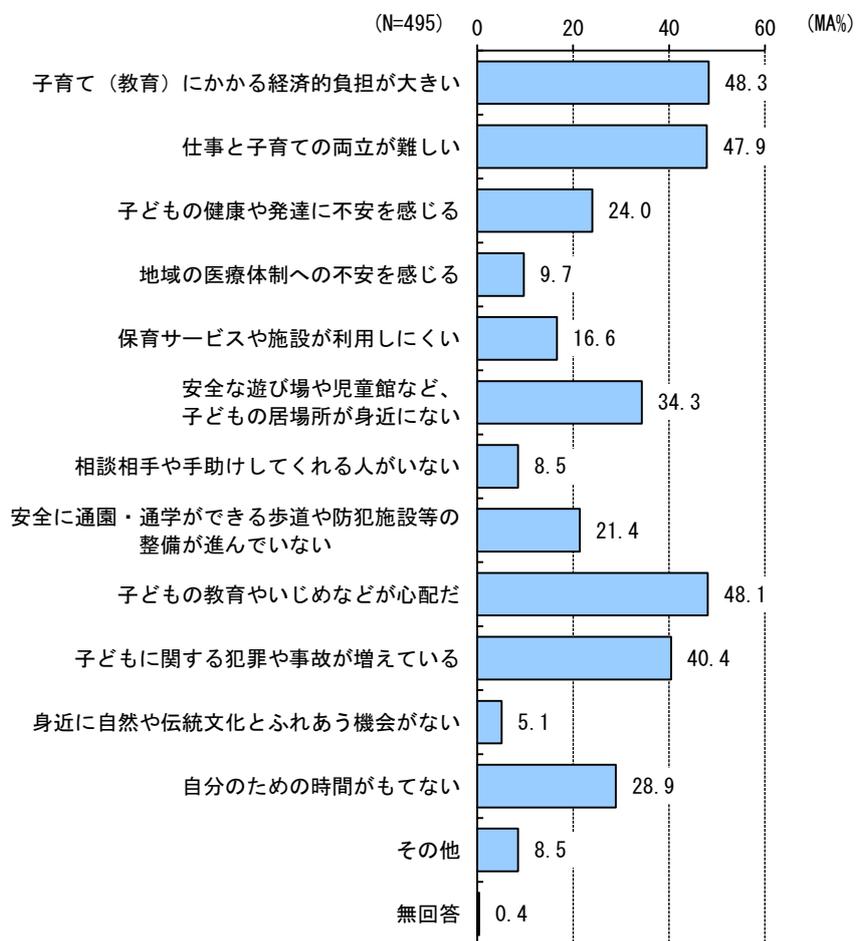
子育てについての感じ方は、「楽しみや喜びを感じる」が84.5%で最も多く、8割を超えています。次いで「不安や負担を感じる」51.4%、「生きがいを感じる」43.3%となっています。



次頁 (10) へ

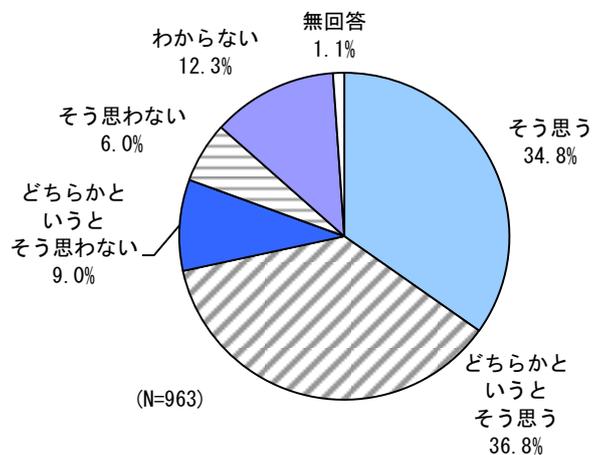
(10) 子育てに不安や負担を感じる理由

子育てに不安や負担を感じる理由は、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が48.3%で最も多くなっています。



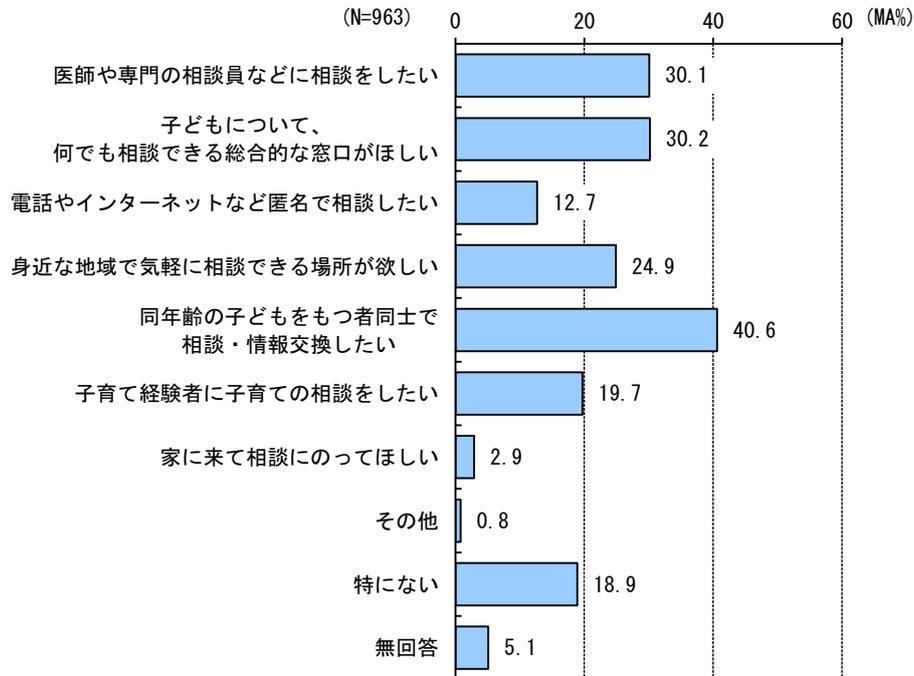
(11) 子育てが地域の人々や社会に支えられていると思うか

子育てが地域の人々や社会に支えられていると思うかについては、「どちらかというと思う」と「そう思う」を合わせた『そう思う』は約7割となっています。



(12) 子育てについての相談相手、相談場所の希望

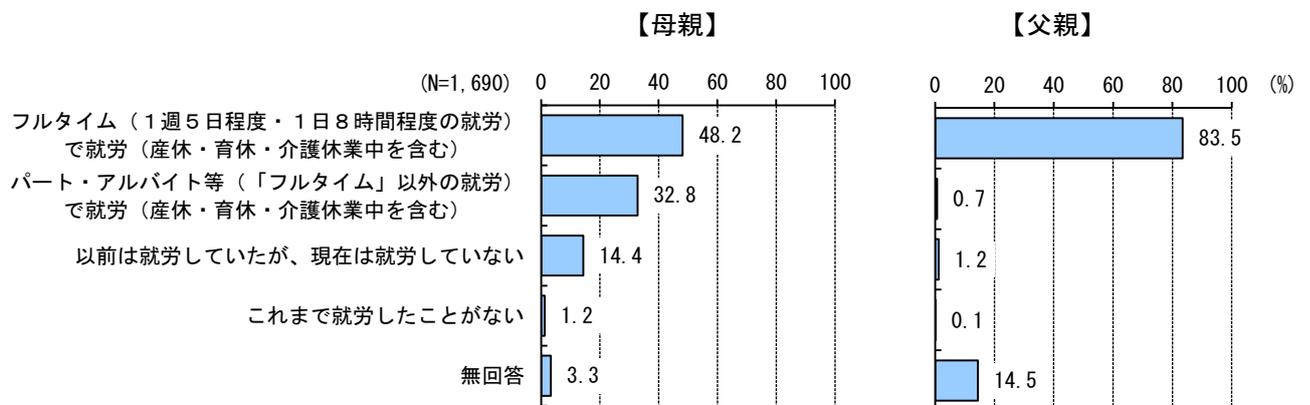
子育てについての相談相手、相談場所の希望は、「同年齢の子どもをもつ者同士で相談・情報交換したい」が40.6%で最も多くなっています。



2-2. 小学生の保護者調査

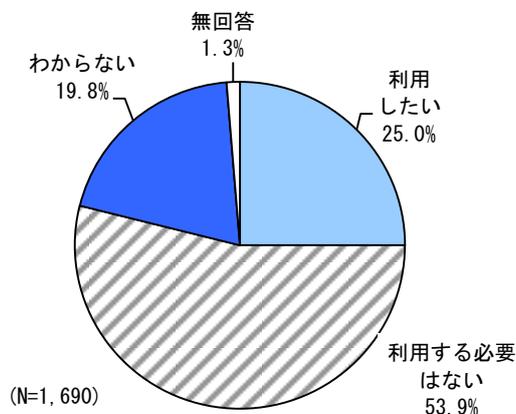
(1) 父母の就労形態

小学生保護者の就労状況は、父母ともに「フルタイムで就労」が最も多く、父親で83.5%、母親で48.2%となっています。母親の「フルタイムで就労」は、就学前児童保護者37.7%から10.5ポイント上昇しています。



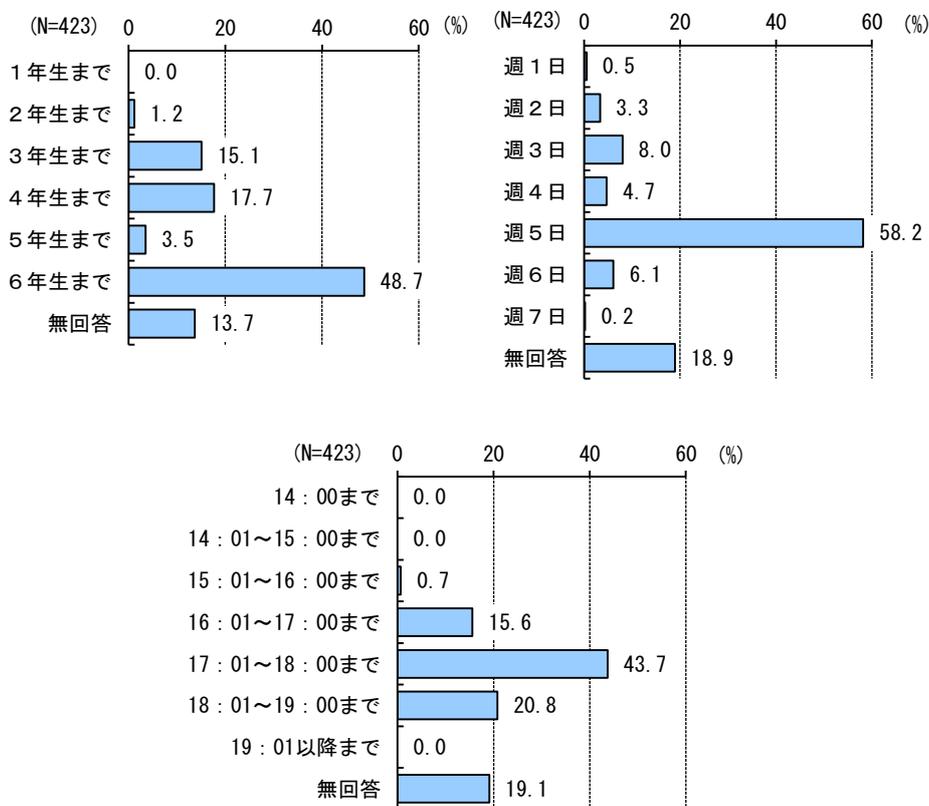
(2) 放課後児童クラブの利用希望

放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」が25.0%、「利用する必要はない」が53.9%、「わからない」19.8%となっています。



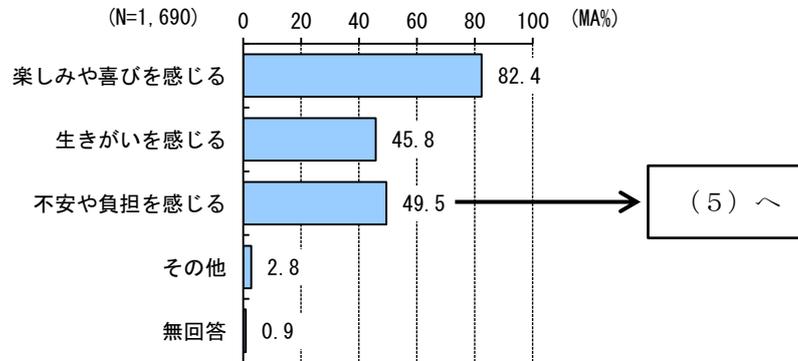
(3) 放課後児童クラブの利用希望学年、日数、時間帯

放課後児童クラブの利用希望学年は、「6年生まで」が48.7%で最も多くなっています。利用希望日数は、「週5日」が58.2%で最も多く、利用希望時間は「17:01~18:00まで」が43.7%で最も多くなっています。



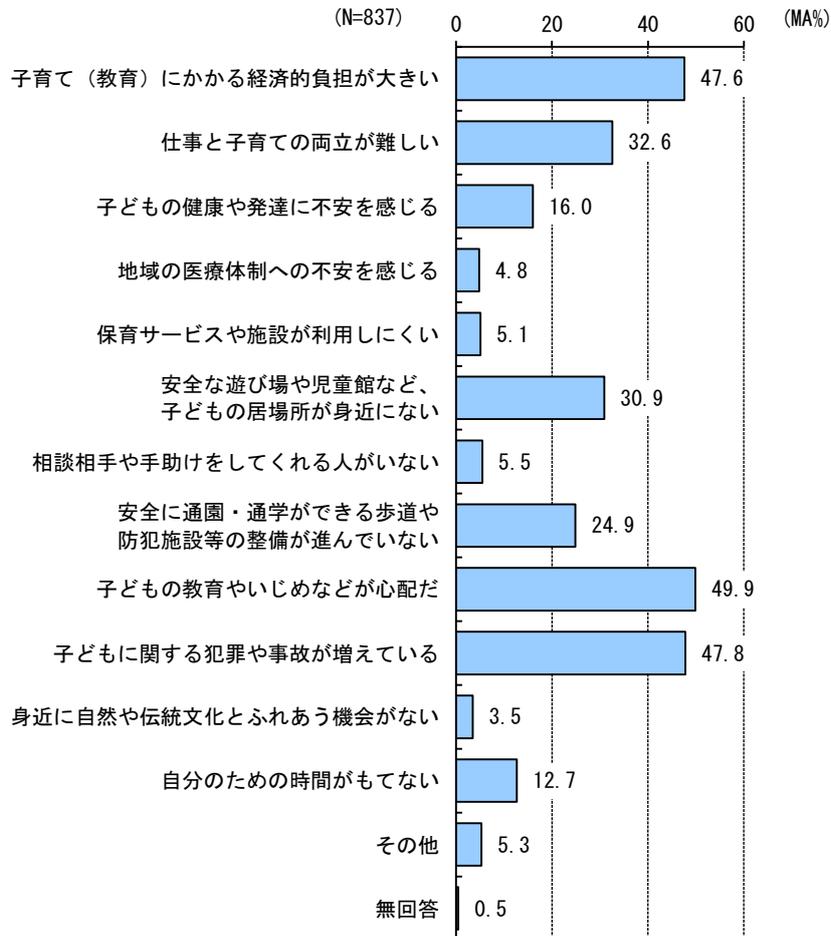
(4) 子育てについての感じ方

子育てについての感じ方は、「楽しみや喜びを感じる」が82.4%で最も多く、次いで「不安や負担を感じる」49.5%、「生きがいを感じる」45.8%となっています。



(5) 子育てに不安や負担を感じる理由

子育てに不安や負担を感じる理由は、「子どもの教育やいじめなどが心配だ」が49.9%で最も多く、次いで「子どもに関する犯罪や事故が増えている」が47.8%となっています。



3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況

3-1. 基本施策別の達成状況

次世代育成支援行動計画における具体的事業について、関係各課からなる「次世代育成支援行動計画推進会議」及び住民代表や関係機関・団体の代表等からなる「次世代育成支援計画推進委員会」において評価しました。

その結果、延べ145施策中95施策（65.5%）が◎（達成した）の評価となっていますが、施策体系別に平均評価点を算出すると、「すべての家庭の子育ての支援」が平均1.50点と他に比べて低くなっています。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況（平成22～26年度評価）】

施策の基本方向	施策数	達成度別事業数				平均点
		◎	○	△	×	
子どもたちの生きる力と豊かな心の育成	42	31	11	0	0	1.74
次代の親づくり	9	7	0	2	0	1.56
母と子の健康を支える環境づくり	23	16	7	0	0	1.70
すべての家庭の子育ての支援	52	28	22	2	0	1.50
子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	19	13	5	1	0	1.63
総合計 （ ）内は構成比	145 (100.0%)	95 (65.5%)	45 (31.0%)	5 (3.4%)	0 (0.0%)	1.62

※評価内容 ◎：達成した（2点）
 ○：ほぼ達成した（1点）
 △：やや未達成（0点）
 ×：未達成（0点）

3-2. 特定事業に係る目標事業量の達成状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）において定めた特定事業に関する数値目標の達成状況をみると、以下のとおりとなっています。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）の目標事業量の達成状況】

項目	平成21年度実績	平成26年度目標値	実績		平成26年度目標達成率
			平成25年度	平成26年度見込み	
① 通常保育事業 日中に就労している保護者などに代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設（原則として開所して11時間、保育時間8時間、開所日数約300日）。	7か所	7か所	7か所	7か所	100.0%
② 特定保育事業 週2～3日程度または午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業。	未実施	未設定	未実施	未実施	—
③ 延長保育事業 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。	7か所	7か所	7か所	7か所	100.0%
④ 夜間保育事業 22時頃までの夜間保育を行う事業。	未実施	未設定	未実施	未実施	—
⑤ トワイライトステイ事業 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間や休日に不在となり児童の養育が困難となった場合などの緊急時に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。	未実施	未設定	未実施	未実施	—
⑥ 休日保育事業 日曜・祝日等の保育を行う事業。	未実施	未設定	未実施	未実施	—
⑦ 病児・病後児保育事業 （病児対応型）病院・保育所などの付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業。 （病後児対応型）病院・保育所などの付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業。	未実施	病後児保育実施に向けて検討	未実施	未実施	検討中
⑧ 放課後健全育成事業（児童クラブ） 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	7か所	7か所	7か所	7か所	100.0%
⑨ 地域子育て支援拠点事業 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施。	4か所	5か所	5か所	5か所	100.0%

項目	平成21年度 実績	平成26年度 目標値	実績		平成26年度 目標達成率
			平成25年度	平成26年度 見込み	
⑩ 一時預り事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所	100.0%
⑪ ショートステイ事業 保護者が疾病・疲労など身体上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業。	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	100.0%
⑫ ファミリーサポートセンター事業 子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	未実施	未設定	未実施	未実施	—

3-3. 次世代育成支援行動計画（後期計画）における課題の整理

施策	課題
<p>子どもたちの生きる力と豊かな心の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保育所・幼稚園・小中学校で保育所評価、学校評価を実施し、公表しました。今後も評価結果に基づいて学校支援ボランティアの活用など地域に開かれた運営の改善に取り組んでいく必要があります。 ・基本的な生活習慣や運動習慣の確立に取り組み、生活リズムの改善がみられましたが、肥満傾向が高い実態もあるため、食生活の改善や運動量を増やす取組を継続して、子どもたちの健やかな心と体を育てていく必要があります。 ・家庭・地域と連携した道徳教育に取り組み、命の大切さや社会のマナー・ルールの習得、他者への思いやりの心を育成していく必要があります。 ・家庭・地域・学校などが一体となって読書の楽しみや大切さを身につけるよう、保育所・幼稚園・学校などの蔵書の充実や読み聞かせグループの支援を推進してきました。継続して就学前からの読書習慣の確立に取り組んでいく必要があります。 ・子どもたちが、それぞれのステージでいきいきと活動・学習できるよう保幼小中連携(一貫)教育を推進し、幼児・児童・生徒の実態や指導方法等について相互理解を深めることができました。今後も中学校区ごとの実態に応じて、組織的、継続的に取り組んでいく必要があります。
<p>次代の親づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育において、思春期講演会や赤ちゃんとのふれあい体験等により、命の大切さや子育ての意義などを学ぶ教育を推進してきました。これからも関係機関と連携して、子育てについて考えるための教育に取り組んでいく必要があります。 ・関係機関・団体と連携して、子育て支援ボランティアの育成を進めてきました。各分野や広い年齢層からの積極的な参加を促進し、研修会等の充実を図り、活動を支援していく必要があります。
<p>母と子の健康を支える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、バランスのよい食事や地場産品を使った調理実習や栄養学習などの食育事業を実施し、健康に関する知識・理解を深めることができました。引き続き事業内容を見直しながら、望ましい食生活を実践する力が身につくような食育事業を実施していく必要があります。 ・妊娠期の健康診査や、妊婦及び夫婦で出産・育児の知識を学ぶための講座、妊娠・出産に対する悩みや不安に対応する相談事業を充実していく必要があります。 ・乳幼児健診について、健全な発育発達を促進するため受診勧奨や健診内容の充実に努め、受診率向上につなげていく必要があります。

施策	課題
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">すべての家庭の子育ての支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内5か所の地域子育て支援センターを開設し、子育てに関する情報提供や相談・育児学級を実施することにより、子どもと保護者の交流が進み、子育てに対する不安感の軽減につながっています。さらに、きめ細かで柔軟な対応と幅広い支援ができるよう、子育て支援センターの拠点化を検討していきます。 ・保育所・幼稚園・小中学校において子育てや親育ちに関する講演会や学習会を実施し、地域活動やPTAにおいても親子で事業に参加することによって、子育てに関する不安や悩みの解消、軽減につながっています。今後も親子交流や家庭教育学習会・相談支援の充実に努めていく必要があります。 ・放課後児童クラブについては、高学年児の受け入れ体制の構築と質の向上、運営方法について検討する必要があります。 ・病後児保育施設の開設に向けた検討を進めていく必要があります。 ・保護者の所得や家庭状況等に応じた保育所や幼稚園の利用負担の軽減措置や経済的理由で、就学が困難な児童生徒への学用品費などの援助、各種奨学金制度の周知、啓発を継続して行っていく必要があります。 ・地域・関係機関と連携した、児童虐待の早期発見・早期対応、相談員の質の向上が重要となっています。 ・ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、様々な悩みや不安などを相談できる体制や各種手当、制度の案内、就労支援に努めていく必要があります。 ・関係機関と連携して、発達障害等の早期発見・早期対応に取り組んできました。保育所・幼稚園に対する専門家による相談支援体制を整備するなど、発達障害のある子どもと保護者への一貫した支援ができるように努めていく必要があります。 ・出産・育児に対する就労支援を企業等と連携を取りながら啓発していく必要があります。また、父親の子育て参加を促進するため、男性が参加しやすい各種講座の開催を推進していく必要があります。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども連れの利用に配慮した施設、設備の改修を推進していく必要があります。 ・子育て情報の提供を充実させていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

香南市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念

『子どもの笑顔があふれ 心ふれあう安心子育てのまち』

誰もが安心して子どもを生き育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、香南市にとって非常に大きな課題であると思われます。次世代育成にあたっては、まず保護者が「親としての自覚」を持ち、愛情を持って子育てを行うことが何よりも大切ですが、それとともに、地域や学校、事業者、行政など、まち全体が一体となって「子育て」「子育て」の支援に取り組み、地域全体で子どもが健やかに育ち、子どもたちの笑顔をみんなでよこさげあえるような社会にしていける必要があります。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日）における基本理念

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

少子化対策基本法（平成15年7月30日）における基本理念

第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

【本計画の基本理念】

本計画は、地域全体で香南市の未来を支える子どもたちを育むことを目指します。

子どもは、香南市の未来を支えていく、かけがえのない宝です。すべての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につけるなかで道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての香南市民の願いです。

子育てにおいては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域住民、学校等関係者なども含めたすべての大人は、子どもたちの自ら学び育つ力を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくことが大切です。さらに大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して、社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが香南市に愛着と誇りを持ち、未来の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

基本理念の『地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ』は、香南市の子どもが、心身ともに健やかに成長していることがイメージできる、子ども・子育て支援キャッチフレーズを広く募集し、全105件の応募の中から、香南市子ども・子育て会議で選考したものです。



2 基本的な視点

1. 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども・子育て支援については、大人の視点だけで考えるのではなく、「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも掲げられているように、香南市のすべての子どもの利益や子ども自身の意思が最大限尊重されることが重要です。

国籍や出生、性別、障害の有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、つねに「子どもの幸せを第一に考える」視点で取り組みます。

2. 親育ちの視点

親の子育てをめぐる不安感や負担感の背景には様々な要因がありますが、親の自己実現が子育てによって阻害されていることも一因とされています。

親の不安感や負担感を軽減するための施策に偏るのではなく、親、家庭、地域、企業、行政といった関係機関が、「子どもの幸せを第一に考える」という共通認識のもと、「子育ての第一義的責任は親が有する」という自覚を高めていくことが重要です。

子どもの幸せと親の自己実現とのバランスに配慮しながら、親が子育て・子育てに喜びを実感でき、親自身の子育て力を高めることを促すような施策、すなわち「親育ち」への支援を関係機関と連携を図りながら推進します。

3. すべての子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援する視点

これまでの子育て支援施策は、どちらかという仕事をしている子育て家庭への仕事と育児の両立支援の充実が中心となっていましたが、障害、疾病、虐待、貧困、子育ての孤独感など、様々な問題を抱えた子どもや子育て家庭があります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広くすべての子どもと家庭への支援を地域社会全体で行うという視点に立った取組を推進します。

4. 子ども・子育て支援の量と質を充実する視点

家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭を対象として、教育・保育施設、児童館など地域における多様な子ども・子育て支援サービスの量的拡充と質的向上を図るといった視点に立った取組を推進します。

5. 仕事と生活の調和実現の視点

男女一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現でき、安心して結婚や子育てができる社会を目指すためには、仕事と生活の調和を実現することが重要です。

男女の働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するためにも、国や県、企業など関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた取組を推進します。

また、産前産後休業や育児休業後に、教育・保育施設が円滑に利用できるよう、教育・保育施設の量的確保と相談支援体制の充実に努めます。

3 基本目標

香南市の未来を支える子どもたちを地域全体で育むことを目指し、次の6つの基本目標を掲げて、子ども・子育て支援施策を展開します。

基本目標1. 地域における子ども・子育て支援

家庭での育児負担が増大する中、子どもや子育て家庭が孤立することなく、自立した生活が送れるよう地域ぐるみで支援を行います。

また、地域における子育て支援を推進するため、行政、関係団体・組織、地域住民が協働して子育てを支援するネットワークの構築に努めます。

基本目標2. 質の高い教育・保育の提供

就学前においては、親の就労等に関わりなく等しく教育・保育を享受できる環境整備を行います。

就学後においては、未来を拓く子どもたちが、自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を身につけることができる教育を推進します。

基本目標3. 仕事と子育ての両立支援

男女が共に家庭責任を果たしながら、仕事と家庭の両立ができるよう、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、関係機関と連携して働き方の見直しや労働環境の改善に努めます。

基本目標4. 親と子の心と体の健康づくり

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から継続した心と体の健康づくりを推進します。

基本目標5. 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもや子育て家庭が安心して暮らし活動できるよう、ゆとりある住環境や子どもや親子が安心して遊び、交流できる場の整備に努めるとともに、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取組を推進します。

基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

障害のある子どもや虐待等によりケアを必要とする子どもやひとり親家庭など、配慮を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実に努めます。

4 計画の体系

基本目標	施策の推進内容
1 地域における子ども・子育て支援	1 子育てを支える地域コミュニティの育成
	2 子育て相談の充実・情報提供機能の強化
	3 地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営
	4 家庭教育・地域教育の推進
	5 子育てにかかる経済的負担の軽減
2 質の高い教育・保育の提供	1 保幼小中連携（一貫）教育の推進
	2 生きる力を育む教育の推進
	3 地域における青少年の健やかな育成
3 仕事と子育ての両立支援	1 多様な保育事業の提供
	2 放課後児童クラブの拡充
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進
4 親と子の心と体の健康づくり	1 母子保健の充実
	2 思春期保健対策の充実
	3 食育の推進
5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	1 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
	2 子どもの安全の確保
6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援	1 児童虐待防止対策の推進
	2 ひとり親家庭への支援体制の充実
	3 障害のある子どもと家庭への支援の充実

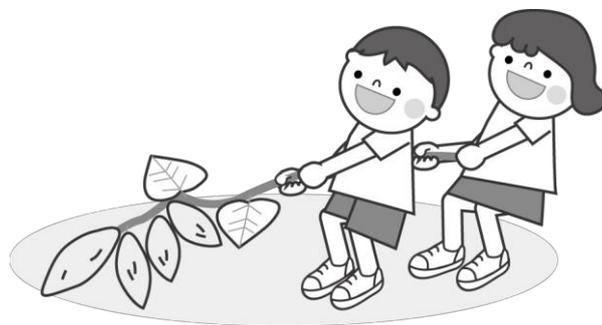
第4章 分野別施策の展開

1 地域における子ども・子育て支援

(1) 子育てを支える地域コミュニティの育成

地域の中の人と人とのつながりが希薄化する傾向にあり、子育て家庭の孤立が問題となっ
てきています。そこで、地域ぐるみで子どもを育てていくために、子どもや子育て家庭への
支援として、家庭・地域・学校の連携・協働を進めることで、子どもから高齢者まで様々な
人が参加・交流し、地域を活性化させて子育てを中心とした地域社会のつながりの再生を促
進します。また、保護者同士の交流を進めるためにも、子育てサークルなどの育成と活動支
援に努めます。

施策名	施策の内容
子育て支援に向けた意識啓発	・関係課が様々な機会に連携し、情報ネットワーク等を活用しながら、子育て家庭だけでなく、市民全体に地域における子育て支援意識の啓発を行います。
地域における子育て支援活動の推進	・各種行事における交流など、保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童館、学校と各地区のまちづくり協議会、各種住民組織との交流・連携を図り、子どもの育成を地域で見守り、支援する体制づくりを推進します。
子育て支援ボランティアの育成・支援	・関係機関、団体と連携しながら養成講座を開催することで、子育て支援ボランティアの育成、地域人材の確保に努めます。
子育てサークルなどの育成・支援	・育児サークル等の活動について、子育て支援センターが支援を行うとともに、新たなサークルの育成、支援者の質の向上に努めます。
地域福祉の推進	・地域ぐるみの子育て支援を推進するためにも、「香南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連携した取組を推進します。



(2) 子育て相談の充実・情報提供機能の強化

関係各課の窓口や赤岡保育所、香我美おれんじ保育所、夜須保育所、野市幼稚園、吉川みどり保育所内の子育て支援センターにおいて、子育てに関する情報提供や相談支援を行っています。

平成29年度を目途に香南市全域をカバーできる「総合子育て支援センター（仮称）」を設置し、情報提供や相談体制の充実に努めます。

また、保育所や幼稚園の地域開放による、身近な地域での情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、ホームページなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供、相談支援に努めます。

施策名	施策の内容
子育て支援拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市内5か所の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援などの事業を行います。また、今後は香南市全域をカバーできる拠点と出張支援という形の子育て支援センターに移行することで、より柔軟な子育て支援体制の構築に取り組みます。 保育所や幼稚園に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所や幼稚園の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。
子育てに関する情報提供や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付時、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、ホームページなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供や相談支援に努めます。 保健・福祉・教育などに関する行政窓口をはじめ、保育所、幼稚園、子育て支援センターや児童館などと連携を密にし、電話や窓口などによるきめ細かな相談支援に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営

子どもや子育て家庭を支援する事業として、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の充実と適正な運営に努めます。

施策名	施策の内容
地域子ども・子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の第5章「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照
地域子ども・子育て支援事業の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」において、事業の実施状況等について定期的に点検・評価を行う事で適正な運営に努めます。

(4) 家庭教育・地域教育の推進

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。

施策名	施策の内容
家庭教育に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会やPTAなどの会合時に家庭教育に関する資料を提供するなど、子どもの成長に応じた情報提供を充実させます。 ・10か月健診にあわせて、絵本を開く楽しい体験とあたたかなメッセージを伝え絵本を手渡します。親子のふれあいを促進するとともに、乳幼児期から絵本に親しむことや読み聞かせの大切さを啓発します。
子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいて、乳幼児の保護者を対象とした育児学級を開催し子育て不安の軽減を図るとともに、仲間づくりを支援します。 ・保育所、幼稚園、小中学校、保護者と連携し、子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するために、親子交流や保育・教育・医療などの専門家による学習会を開催するなど、家庭教育学級の充実を進めます。
地域活動を通じた家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動やまちづくり協議会の行事などによる親と子のふれあい、家族間や世代間交流を積極的に推進し、子ども同士、親同士の仲間づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換など、共に支えあいながら子育てを行える環境づくりを推進します。

(5) 子育てにかかる経済的負担の軽減

家庭で子育てをする保護者の支援に努めるとともに、子育て家庭への生活支援の一環として、各種手当の支給や医療費の助成、保育料の減額などを行い、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

施策名	施策の内容
各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校3年生までの健康保険適用分の医療費の一部負担金を助成します。 ・ひとり親家庭の父母や子どもたちを対象に、健康保険適用分の医療費の一部負担金を助成します。 ・障害のある人を対象に、医療費のうち、健康保険適用分の医療費の一部負担金を助成します。
幼稚園・保育所等の利用料の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策の動向を踏まえながら、保護者の所得・家庭状況等に応じて幼稚園保育所等を利用する子育て家庭の負担を軽減します。
就学・就園援助等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費などを援助します。 ・教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や公立幼稚園在籍の生活保護世帯園児の給食費等の実費徴収について、低所得者の負担軽減に努めます。

施策名	施策の内容
奨学金制度の周知・啓発	・経済的理由により就学が困難な生徒の進学・就学を支援するため、各種奨学金制度の周知・啓発に努めます。

2 質の高い教育・保育の提供

(1) 保幼小中連携（一貫）教育の推進

生きる力を支える確かな学力をはじめ、人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力、規範意識、自尊感情など、子どもたちが生きていくうえで必要な資質・能力を育成することを目指し、平成21年度に「香南市保幼小中連携カリキュラム」を作成しました。このカリキュラムに基づき、市内すべての保育所、幼稚園、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させるための取組を展開します。

また、保育所・幼稚園及び小学校における指導指針として平成23年度に作成した「香南市保幼小連携プログラム」に基づき、教職員が互いの保育・教育内容への理解を深め、子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導の継続性を確保するための取組を進めます。

施策名	施策の内容
保幼小中連携（一貫）教育の推進	・「香南市保幼小中連携カリキュラム」、「香南市保幼小中連携（一貫）プログラム」（平成27年度改訂）に基づく保幼小中連携（一貫）教育を推進します。

(2) 生きる力を育む教育の推進

子どもたちが、生きる力や社会生活に必要な基礎・基本を身につける重要な場である学校教育においては、わかる・楽しく学べる授業を創造し、より確かな学力の向上、豊かな心の醸成や健やかな体の育成を目指します。保育所・幼稚園においては、幼児一人ひとりの発達に応じた基本的生活習慣の形成に努めるとともに、多様な体験・ふれあいを通じて、豊かな情操や思考力、表現力などの育成に努めます。

また、保幼小中、家庭、地域の連携・協働により、地域に開かれ信頼される保育所、幼稚園、学校づくりに取り組みます。

施策名	施策の内容
地域に開かれ信頼される保育所、幼稚園、学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保育所、幼稚園・小中学校で保育所評価、学校評価を実施し、その結果をホームページ等を通じて広く公表することで、継続的な保育所運営や学校運営の改善に努めます。このことにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすと同時に、保育所・幼稚園・学校・家庭・地域の共通理解を深め、連携・協力して保育・教育の向上に取り組むことで、地域に開かれ信頼される保育所、幼稚園、学校づくりを進めます。 ・保護者会やPTA、学校支援ボランティアとの連携を通じて、本の読み聞かせ・加力学習の支援・学校美化の推進などを行い、地域住民とともに子どもたちを育む取組を進めます。

施策名	施策の内容
確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・基本の学力の定着を図るなど確かな学力の向上に努めます。また、子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実するため、少人数指導や学習指導方法の改善に努めます。 子どもたちが学習の意義や大切さに気づき、自ら進んで取り組み、考え、行動できる学習活動を推進するとともに、家庭との連絡を密にし、家庭学習の習慣化や自学自習ができる子どもたちを育成します。
健康・体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推奨し、基本的な生活習慣の確立と望ましい食生活の習慣化を推進します。 保育所や幼稚園、学校における給食を通じて、また栄養士・栄養教諭などによる食育を進めながら、子どもたちの健やかな心と体を育みます。 学校において身体を動かす「時間・空間・仲間」などを工夫し、体力向上と運動習慣の確立に向けた取組を進めます。
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の時間や総合的な学習の時間などで、子どもたちに命の大切さや他者への思いやりの心の育成、社会のマナー・ルールの大切さを習得させる取組を進めます。 道徳教育地域連携事業（平成25～平成27年度）から引き続き、家庭・地域・学校が連携した道徳教育に取り組みます。
地域文化の継承と交流学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域に伝わる伝説や昔話、祭りや年中行事、民俗芸能、郷土料理などの学習を通じて、地域の歴史や文化についての知識や経験を培うとともに、学校外の人材を活用した交流学習、高齢者や障害のある人との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた教育を推進します。
人権教育、男女共同参画教育、国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自尊感情を高め、互いを認めあい支えあう共感的な人間関係づくりや、人権に関わる課題の解決を目指した、一人ひとりを大切にする人権教育を進め、人権を基盤とした取組を進めます。 男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等なパートナーとして信頼関係を築いていくための教育を進めます。 国際的視野に立った人間の育成を目指し、外国語指導助手（ALT）の活用により、発達段階に応じた外国語指導の充実と異文化の理解、国際交流を推進します。
環境教育・エコ教育、情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地球的視野に立って、温暖化防止や環境を大切にすることについて、考え行動する環境教育・エコ教育を推進します。 教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、情報教育を推進します。また、保護者への情報モラルの啓発に努めます。
芸術文化を通じた情操教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「香南市生涯学習推進計画」を基に、子どもたちが、伝統芸能や芸術文化活動にふれ、文化活動を行う楽しさやよろこびを味わうことで、子どもたちの豊かな心と感性を育む情操教育を推進します。

施策名	施策の内容
子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動は、子どもが言葉を学び、豊かな感性を磨き、幅広い知識を得て、考える力を育てます。子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、就学前から家庭、地域、学校などが一体となって、読書の楽しさや大切さに気付くための取組を進めます。
教職員の資質向上と研修体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・学校ごとに課題に応じた研修体制を確立し、教職員や保育士の資質・指導力の向上に努めます。また、子ども一人ひとりの良さを生かし、可能性を引き出し伸ばす教育を推進します。
生徒指導・教育相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう、教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生徒の理解を深めていきます。 ・子どもたちや保護者の悩み・不安に対応するための教育相談活動を充実します。また、不登校やいじめの教育課題に対して、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。
キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各校のキャリア教育全体計画に基づき、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度の育成に努めます。
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園においては、各年齢の発達段階に応じた0歳から就学前まで一貫した保育カリキュラムのもと、きめ細かな指導を行います。 ・家庭や地域社会との連携を強化し、幼児教育の理解と振興に努めます。また地域住民との交流の推進など、地域に開かれた保育所・幼稚園づくりを進めます。
一人ひとりが輝く特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの障害の種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。また、特別支援学校や専門機関との連携を通じて、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことのできる取組を進めます。 ・子どもの身体の発達や言葉の遅れ、発達障害等を早期に発見し、適切な支援を幼児期から行うことができるよう、指導者の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。
命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育において、命の大切さや人間としての生き方、子育てを行うことの意義などを学ぶ教育を推進します。 ・中学生と保護者が性の問題について親子で考え、命の大切さを学ぶ機会や、中学生が乳児とふれあうことにより、母性や父性を育むとともに、子育ての大切さを実感できる機会を提供します。

(3) 地域における青少年の健やかな育成

子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世代の人びとがつながり、交流できる身近で安全・安心な遊び場の充実に努めます。また、豊かな自然環境などの地域資源を活用した各種体験活動の推進、指導者などの人材育成と確保に努めます。

さらに、家庭、学校、地域、警察などの関係機関と連携し、いじめ・非行などの問題行動に対応する相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、青少年育成団体活動の支援、子どもを取り巻く有害な環境の浄化に取り組みます。

施策名	施策の内容
青少年に対する健康教育・保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した啓発・指導活動を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用についての有害性を訴えていきます。
子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世代の人びとが交流できる、憩いの場の確保に努めます。 子どもの居場所として、公民館・図書館・学校などを活用するとともに、各種子ども教室などを開催します。また、そのため、指導者研修を実施し、専門的指導者の育成を進めます。
児童公園・緑地の整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 児童公園・緑地を楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力のもと、適切な環境維持に努めます。 遊具の安全点検を定期的実施します。また、危険な遊具の状況把握に向け、市広報等を通じて情報提供依頼をしていきます。
多様な体験・交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが地域社会で主体的に生活し、ふるさとへの誇りや互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験・職業体験など地域環境を活かした体験学習活動を推進します。 異年齢児とのふれあいや世代間交流を通じて、人との関わり、人に対する愛情や信頼感を育めるよう、多様な交流活動の機会や場を充実します。
各種指導者・ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者やボランティアを育成します。また、地域においてスポーツ活動の振興を推進するスポーツ推進員などの資質向上に努めます。
青少年育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> P T A、子ども会など、子どもに関する活動に取り組む社会教育関係団体や青少年育成団体の活動を支援します。 青少年育成団体との連携のもと、青少年育成に関する地域住民への啓発活動を進めるとともに、非行防止や青少年育成に係る団体間のネットワークの充実・強化に努めます。 問題行動などを未然に防ぎ青少年の健全な育成を推進するため、少年補導員などによる定期的な巡回指導を実施します。 関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。

施策名	施策の内容
問題を抱える少年の居場所づくり	・ 非行などの問題を抱える子どもにボランティア活動などの社会体験や職業体験などを経験させ、立ち直るための支援を行います。
放課後子ども教室の充実	・ 放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の協力を得て、市内8小学校のうち3小学校で放課後子ども教室を実施しています。現在の放課後子ども教室の継続実施に加え、未実施の小学校での実施や、放課後児童クラブとの一体型の放課後子ども教室の実施検討にあたっては、小学校等関係機関と教育委員会が連携を深め、学校施設の使用計画等について協議していきます。



3 仕事と子育ての両立支援

(1) 多様な保育事業の提供

安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるうえで、仕事と子育ての両立支援は大きな課題の一つになっています。

本市においても、仕事と子育ての両立が図れるよう、教育・保育施設の拡充とともに、病後児保育事業など地域子ども・子育て支援事業の拡充に努めます。

施策名	施策の内容
教育・保育施設の拡充	・本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照
地域子ども・子育て支援事業の充実	・本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照

(2) 放課後児童クラブの拡充

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

本計画期間中に高学年の受入れに向けた施設整備を行い、準備が整った学校区から順次高学年児童の受け入れを開始します。

施策名	施策の内容
放課後児童クラブの拡充	・本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業（事業量の見込みと確保方策）」参照

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、市のみで実現できるものではなく、国・県・企業など関係機関と連携しながら取り組みます。

施策名	施策の内容
子育てがしやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進、次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画の広報・啓発活動に努めます。 ・育児・介護休業法に基づく育児休業制度や勤務時間の短縮の措置等の各種制度について周知するとともに、制度の活用に向けて、企業や団体等との連携を深めていきます。 ・企業等の社会的責任として、あらゆる人権問題を解決するための研修・啓発に努め、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的に「香南市企業等人権問題連絡協議会」が結成されています。今後も、企業と職員の意識の向上、組織拡大に向けた働きかけを行います。
就業・再就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や育児などにより退職した女性の再雇用について、事業所への啓発に努めます。 ・出産や育児等により退職した女性が再就職しやすいよう、ハローワーク、商工会などの情報を提供していくとともに、再就職支援セミナーの受講支援などにより、就職に役立つ知識・技術等の習得・向上や労働諸制度に関する学習機会の拡大を進めます。 ・就労希望のある方が、産休・育休明け等に保育サービスや放課後児童クラブが利用できるよう、保育サービスの充実に努めます。
男女共同による子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月に策定した、「香南市男女共同参画基本計画（後期5年計画）」に基づき、男女が、自分らしい生き方を選択でき、すべての年代をとおして、仕事と生活（子育て等）の調和を図ることを目指し、子育て支援サービスの充実と就業分野における環境整備に努めます。 ・男女共同参画の視点から、男女が共に責任を担い家庭生活を営むことができるよう、父親が参加しやすい講座等を充実し、父親の育児参加を促します。

4 親と子の心と体の健康づくり

(1) 母子保健の充実

妊娠中や乳幼児の子育て期は、親が精神的・身体的にも育児不安を抱えやすい時期となり、この時期を対象とした母子保健事業については、認知度・利用度とも高くなっています。

これからも、親と子の心と体の健康づくりに関する重要な施策として、事業の充実に努めていきます。

施策名	施策の内容
妊婦健診、妊娠・出産に関する相談支援体制、学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠初期の届出を行うようにさらに周知し、母子健康手帳発行時の機会を有効活用し、妊娠中の健康管理のための正しい知識の普及と意識啓発の充実、ハイリスク妊婦の早期発見と支援の充実に努めます。 ・妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、健診などの充実に努めます。 ・健康対策課が妊娠中・出産後の相談先であることを周知し、相談・支援を行います。 ・出産・育児の不安を緩和し、安心して子どもを産み育てることや保護者同士の仲間づくりに資するため、妊産婦や配偶者などを対象とした講座、体験学習などの充実に努めます。
乳幼児健診、歯科保健事業などの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健全な発育発達を促進するため、各種健康診査の充実に努めます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。 ・乳幼児のむし歯予防のため、歯科保健に関する講話等を行い、歯磨きを習慣づけるとともに、2・3歳児健診時のフッ素塗布、保育所や幼稚園でのフッ素洗口などを行います。
乳幼児の健康づくりに関する相談、情報提供、学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、育児相談、訪問などにおいて、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する相談に対応します。 ・子どもの健康管理や生活習慣、発育・発達など、子育てに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。 ・乳幼児健診や各種子育て講座などにおいて、やけどや誤飲など事故防止対策に関する情報を提供します。
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各種感染症の予防のため、定期予防接種を推進します。また、未接種者に対しては、健診時などを通じて勧奨に努めます。
地域での健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康な子どもの育成に向け、保育所・幼稚園・学校と家庭、地域などが一体となった取組を進めます。
夜間・休日、急病時の相談先についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・休日当番医や高知県救急医療情報センターなど緊急時に対応できる医療機関や相談先について、新生児乳児訪問や乳幼児健診等を通して情報を提供します。

(2) 思春期保健対策の充実

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期となり、思春期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きく影響すると言われています。

また、成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期となり、保護者をはじめとして学校関係者、地域が、十分理解したうえで見守っていくことが必要となります。

スクールカウンセラーや専門相談員等の配置、各種講演会、パンフレットや市広報等を活用した思春期保健に関する情報提供・普及啓発に取り組みます。

施策名	施策の内容
思春期保健教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期講座など、生涯にわたる心身の健康保持に必要な知識や適正な生活習慣などを身につけさせるための健康教育を推進します。また、各学校と福祉保健所の連携を通じて、保健指導を充実させていきます。 ・ 命の教育として、相手を思いやる気持ちの大切さや性感染症について、学校や健康対策課などが連携しながら、性教育を推進します。
心の悩みに対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの思春期特有の心の悩みに適切に対応するため、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員に対するカウンセリングを実施するとともに、必要に応じて個別事例への相談体制を確立し、専門的な立場でアドバイスを行います。 ・ 思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関と連携しながら情報の提供に努めます。

(3) 食育の推進

食べることは、人間が生きていく上で欠かせないものであり、食育は子どもから大人まで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために不可欠なものとなります。

また、食育の一環として郷土料理や地場産品、地域の食文化を学ぶことは、郷土愛の育成にもつながることから、「第2期香南市食育推進計画」を基本に、食育を通じた健康づくりの推進と郷土愛を育んでいきます。

施策名	施策の内容
乳幼児期における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの正しい食生活を身につけていくため、食生活改善に関する地域団体と連携し、子育て中の保護者を対象とする食に関する講座や調理実習、相談指導などを充実します。 ・各種子育て講座などにおいて、子どもの発達段階に応じた食事づくりなど、食育に関する知識の普及に努めます。
学童期から思春期における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「香南市小中学校食育推進検討委員会」が中心となった事業や、栄養教諭・栄養士や食生活改善推進員等と連携した事業を推進し、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、健康に関する知識・理解を深めるよう取り組みます。



5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

すべての家庭が、ゆとりをもって子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、環境美化活動、交通安全施設の整備、子育て家庭に配慮した施設整備等に取り組みます。

施策名	施策の内容
ゆとりとuringおいある住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全育成の場として、ゆとりとuringおいのある住環境を確保するため、美しい景観づくりや河川などの保全、美化・緑化・花いっぱい運動などを進めます。
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、歩道、防護柵、道路反射鏡、道路標識、区画線などの交通安全施設を整備して交通事故の防止を図り、安全で快適な生活環境の整備を進めます。
ひとにやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、乳幼児を含む、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。 ・「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」について、市民や事業主などへの普及・啓発を進めるとともに、条例に基づいた公共施設の整備を行います。
バリアフリー関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設などにおける授乳施設や親子トイレなどに関する情報を、ホームページなどを通じて提供します。



(2) 子どもの安全の確保

近年、子どもを狙った犯罪が全国的に増加しています。地域の子どもたちは、地域で守るという意識を高めていくとともに、警察等と連携しながら、犯罪の未然防止、早期対応を行うことで、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進します。

また、交通安全の推進として、保育所、幼稚園、小中学校での交通安全教室の開催、通学路の危険箇所の安全点検や交通安全街頭指導等に取り組みます。

施策名	施策の内容
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに対する安全教育の一環として警察や交通指導員などと連携し、保育所、幼稚園、小中学校において、計画的に交通安全教室等を実施することで、子ども達の交通安全に対する意識の高揚を図ります。 ・保護者会、PTA、地域の住民組織による交通安全街頭指導などを進めます。 ・交通安全母の会、保護者会による通学路の危険箇所調査や安全点検を行うとともに、まちなかやスクールゾーンにおける安全対策を実施します。
子どもを見守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民組織を通じて、日頃から地域の子どもたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、地域住民ができる時にできる範囲で子どもを見守るサポーター制度など、子どもがいつも地域の人に見守られている環境をつくっていきます。 ・専任のスクールガードリーダー^{*3}により登下校時の巡回を行うなど、防犯活動を推進します。
学校における安全教育、安全確保対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての保育所、幼稚園、小中学校の危機管理マニュアル(保育所・幼稚園防災マニュアル、危機管理マニュアル・学校防災マニュアル)に基づき、避難訓練や不審者対策訓練等を実施することで、危機管理体制を強化していきます。 ・児童生徒や保護者が安心して防犯に関する相談ができる体制や、不審者情報に関する防犯情報をタイムリーに配信できる体制を充実させ、保護者や地域を巻き込んだ地域住民参加型の防犯体制を整備します。
防犯灯のLED化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの安全確保や生活環境の向上を図るため、防犯灯のLED化を促進します。

^{*3} スクールガードリーダー：警察官OBや地域で防犯活動をしている人をスクールガードリーダーとして委嘱し、児童生徒の登下校時の巡回指導、学校安全ボランティアに対するアドバイスなどを実施しています。

6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の背景には、家庭の抱える社会的、経済的、心理的な問題に加え、地域の子育て力の低下等が起因していると考えられています。

家庭の養育力を高めることが虐待の未然防止につながることから、養育に問題を抱えるリスクの高い家庭を妊娠期から早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対する相談、情報提供、訪問支援等に取り組みます。

また、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和するためにも、世代間交流等を推進することで、地域の子育て力を向上させるとともに、子育て家庭の交流の場、育児相談、情報提供の場の拡充に努めます。

さらに、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、福祉保健所などの専門機関と連携することで、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

施策名	施策の内容
児童虐待防止など要保護児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「香南市要保護児童対策地域協議会」の開催・運営を通じて、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、福祉保健所などの専門機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの要保護児童にかかる総合的な対応に努めます。 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を活用して、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員は児童福祉司任用資格を取得し、さらに虐待対応研修を受講して児童虐待への専門性向上を図り、虐待防止に取り組みます。
児童虐待に関する情報提供、相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報やパンフレットなどの媒体を活用し、児童虐待防止に関する情報を提供し、市民の関心を喚起します。 ・乳幼児健診や訪問指導など母子保健事業を通じて、虐待の早期発見や子育て不安の軽減を図り、虐待防止に取り組みます。 ・子育てや養護、虐待、非行など、子どもに関するさまざまな悩みや不安などの相談窓口を設置し対応に努めるとともに、関係機関との連携により児童虐待や子育てに関する相談支援活動の充実に努めます。

(2) ひとり親家庭への支援体制の充実

近年、本市においてもひとり親家庭は増加傾向にあります。

国においては、ひとり親家庭をめぐる状況の変化を踏まえ、平成26年4月に「母子及び寡婦福祉法」を改正し、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改め、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化しました。

本市においても、ひとり親家庭への相談支援体制の充実、経済的支援、就労支援といった各施策について、関係機関と連携しながら総合的に推進していきます。

施策名	施策の内容
ひとり親家庭に対する相談体制、子育てや生活に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県女性相談支援センターなど関係機関との連携のもとに、家庭児童相談員を配置するなど相談支援体制を充実し、ひとり親家庭などの自立に必要な相談・指導に努めます。 ・ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの普及啓発を行うとともに、就労支援を行います。

(3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

発達障害をはじめ、様々な障害のある子どもが増える中で、障害や発達の遅れを早期に見ることが重要になっています。

市が実施している各事業を通じて、発達の遅れや心身に障害のある子どもの早期発見に努めるとともに、高知県中央東福祉保健所、高知県療育福祉センターなどの関係機関と連携を図りながら保護者支援の充実に取り組みます。

また、「香南市障害者基本計画」に基づいて、障害のある子どもが住み慣れた地域で学び、生活していくことができるよう支援するとともに、地域の障害に対する理解の普及・啓発に取り組みます。

施策名	施策の内容
障害の早期発見、早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診などにより、発達の遅れや心身に障害のある乳幼児の早期発見に努め、高知県中央東福祉保健所、高知県療育福祉センターなどの関係機関と連携しながら、保護者支援の充実に取り組みます。
障害福祉サービスや相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもを対象とする各種生活支援事業、福祉サービスの円滑な実施・提供に取り組みます。 ・障害のある子どもやその家族にとって、身近な相談窓口となるよう、専門的相談、身近な生活に関する相談などに対応できる体制を充実します。 ・地域社会への参加について、「香南市障害者自立支援協議会」において適正な障害者施策の展開について協議していきます。
発達障害のある子どもに関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業などを通じて、発達障害のある子どもに関する相談支援活動を推進します。
特別支援保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園に対する専門相談員による相談支援体制を充実し、家庭、専門機関などとの連携を密にしながら、一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細やかな特別支援保育を実施します。
就学指導、特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人ひとりの障害の種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。 ・障害のある子どもたち一人ひとりに適切な指導が行われるよう、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育に関わる研修を充実するなど、支援体制を整えます。

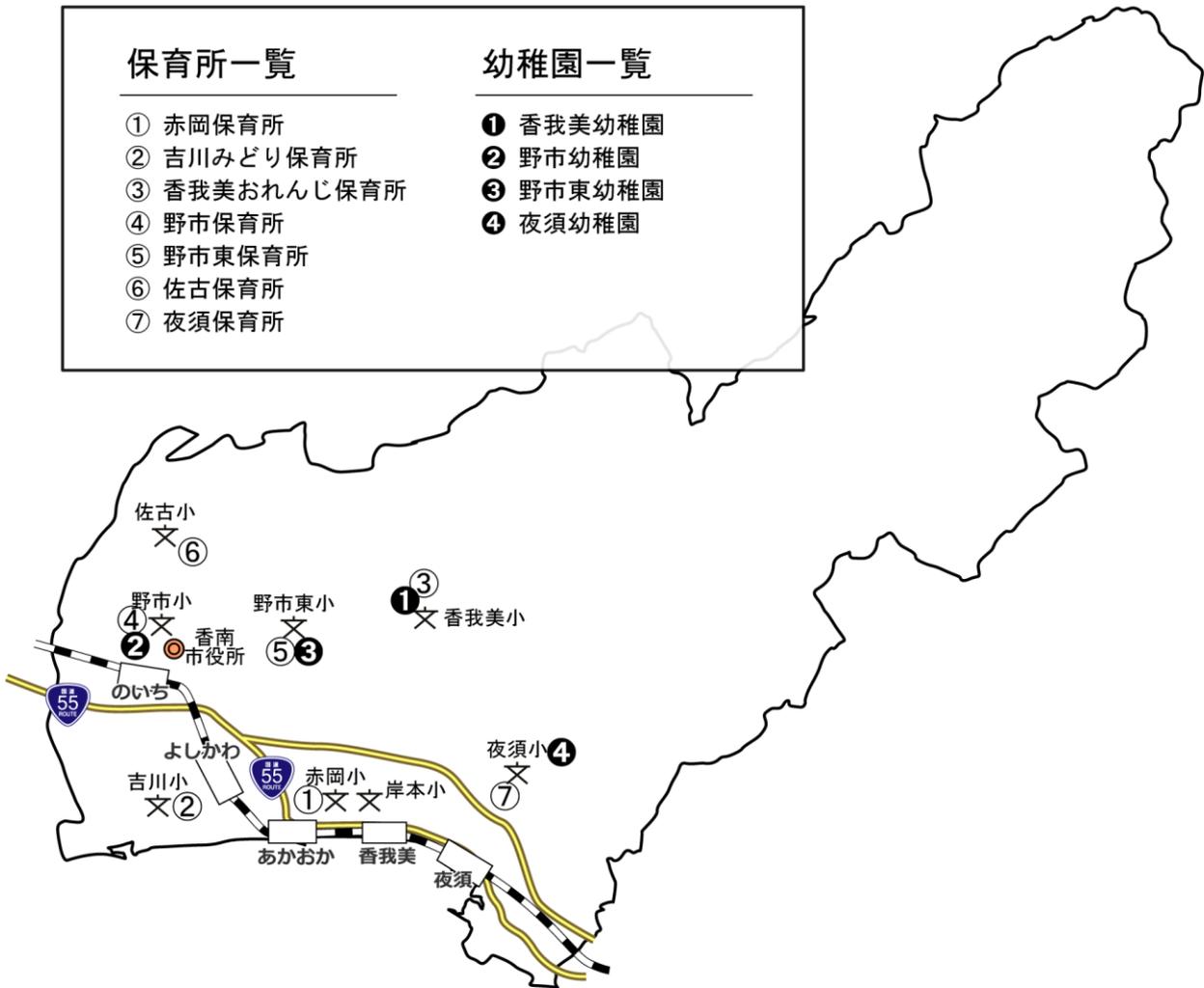
第5章 子ども・子育て支援事業

(事業量の見込みと確保方策)

1 教育・保育提供区域の設定

これまで、次世代育成支援行動計画などにおいては、市域全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を進めてきました。また、子育て支援拠点事業や一時預かり事業、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業にも原則的には共通の設定となることや、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、本市においては、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

【教育・保育提供区域図】



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成26年4月現在、幼稚園が4か所、保育所が7か所で、全て公立施設です。

供給体制については、0歳児の保育を除いては概ね供給可能となっています。0歳児保育の受入枠の拡大については、現在の届出認可外保育施設で地域型保育事業^{*4}を実施することで、供給体制の確保に努めます。

(1) 3歳以上の子ども

3歳以上の子どもで、教育を希望する者（1号認定、2号認定）については、現状の施設で確保できています。

<教育を希望する子ども> 1号認定+2号認定(幼稚園)

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み	1号認定	171	171	171	172	172	
	2号認定(幼稚園)	202	202	201	203	203	
	計	373	373	372	375	375	
確保方策	市内施設	幼稚園 (特定教育・保育施設 ^{*5})	595	595	595	595	595
		認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	市外施設	14	14	14	14	14	
過不足の状況		供給可能					
確保方策の内容		現状の施設で確保できています。					

^{*4} 地域型保育事業：少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業として位置付けられました。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがあります。

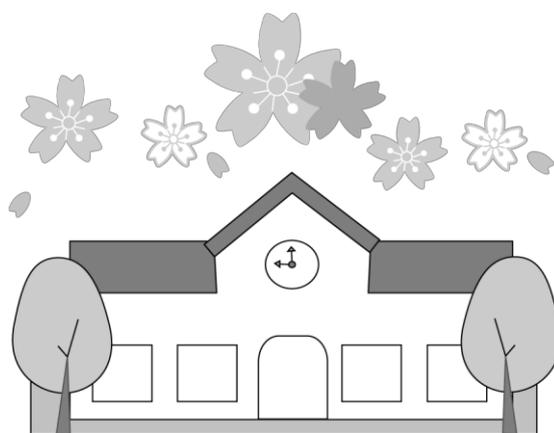
^{*5} 特定教育・保育施設：「施設型給付」（公費負担）の対象施設として市町村が認める教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)のことです。

3歳以上の子どもで、保育を必要とする者（2号認定）については、現状の施設で確保できています。

＜保育を必要とする子ども＞ 2号認定(保育所)

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み 2号認定(保育所)		475	475	474	478	478
確保 方策	保育所 (特定教育・保育施設)	554	554	554	554	554
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	—	—	—	—	—
過不足の状況		供給可能				
確保方策の内容		現状の施設で確保できています。				



(2) 3歳未満の子ども

0歳児については、現在の届出認可外保育施設で地域型保育事業を実施することで、必要量の確保に努めます。

1・2歳児については、現状の施設で確保できています。

<0歳児> 3号認定

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み 3号認定(0歳児)		60	59	60	60	59
確保方策	保育所 (特定教育・保育施設)	36	36	36	36	36
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	28	28	28	28	28
過不足の状況		供給可能				
確保方策の内容		平成27年度より、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)を実施することで量の確保を行います。				

<1・2歳児> 3号認定

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み 3号認定(1・2歳児)		291	291	291	291	291	
確保方策	市内施設	保育所 (特定教育・保育施設)	316	316	316	316	316
		認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	54	54	54	54	54
	市外施設	5	5	5	5	5	
過不足の状況		供給可能					
確保方策の内容		現状の施設で確保できています。					



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。ただし、基本指針においても「地域の実情に合わせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、ニーズ調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

(1) 利用者支援事業

児童やその保護者、または妊娠している方が保育所・幼稚園・認定こども園等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブ等地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

- <事業形態> ◎基本型（独立した事業として行われている形態）
 ◎特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
 ◎母子保健型（保健師等の専門職により保健センター等において行われる形態）

【現 状】

平成 27 年度から始まる新規事業です。

【量の見込みと確保量】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保量	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
過不足の状況	事業実施予定なし				

【確保方策】

利用者支援事業としての実施予定はありませんが、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係各課と連携しながら必要な支援や情報提供、相談・助言等を行っていきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育所等における11時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

【現 状】

平成26年4月現在、全ての保育所で延長保育を実施しています。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	177	177	177	178	178
確保量	177	177	177	178	178
か所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
過不足の状況	供給可能				

【確保方策】

平成26年4月現在、全ての保育所で実施しており供給体制は整っています。



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【現 状】

平成 26 年 4 月現在、6 か所で実施しており 315 人の児童が在籍しています。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	低学年	335	336	342	341	341
	高学年	112	110	107	106	107
	合 計	447	446	449	447	448
② 確保量	児童クラブ	320	345	385	385	385
	その他	65	65	65	65	65
	合 計	385	410	450	450	450
過不足の状況 (②－①)		▲62	▲36	供給可能		

【確保方策】

高学年の受け入れが可能となるよう野市小学校区、佐古小学校区、野市東小学校区で施設整備を行い、平成 30 年度までに、順次高学年の受入れを開始します。また、放課後児童クラブ（公営）の開所時間延長について、地域の実情や保護者の要望等を踏まえて検討をします。その他、岸本小学校区、吉川小学校区では「放課後子ども教室」を継続して実施し、赤岡・吉川両市民館（隣保館）の「児童館事業」についても引き続き実施していきます。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。

◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴います。）

◎夜間養育等事業（トワイライト事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

【現 状】

本市には、児童養護施設が1か所（愛童園）あります。また、市外の児童養護施設1か所（博愛園）、母子生活支援施設1か所（ちぐさ）にも委託して短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）を実施しています。

【量の見込みと確保量】

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	28	28	28	28	28
確保量	60	60	60	60	60
か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足の状況	供給可能				

【確保方策】

平成26年4月現在、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は、量の見込みに対する供給体制は整っています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や教育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現 状】

「出生届」を提出頂いた方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育てに役立つ情報を届けています。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	251	250	251	251	249
確保量	251	250	251	251	249
過不足の状況	供給可能				

【確保方策】

提供体制は現状で確保できているため、今後は、訪問率100%を目指します。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

【現 状】

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っていますが、養育支援訪問事業としての実績はありません。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0
過不足の状況	事業実施の予定なし				

※量の見込みは、過去の実績を基に算出

【確保方策】

養育支援訪問事業としての実施予定はありませんが、支援が必要な家庭については引き続き保健師等の訪問・相談指導を行っていきます。

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。平成 27 年度から平成 31 年度において、調整機関職員が虐待対応研修を受講し専門性向上を図るなど、虐待防止に取り組みます。

(8) 地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

【現 状】

平成26年4月現在、赤岡保育所、香我美おれんじ保育所、夜須保育所、野市保育所、吉川みどり保育所の5か所において実施しており、平成25年度には、延4,527人の利用実績となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
確保量	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
か所数	拠点5か所	拠点5か所	拠点1か所 広場4か所	拠点1か所 広場4か所	拠点1か所 広場4か所
過不足の状況	供給可能				

【確保方策】

平成29年度を目標に香南市全域をカバーできる「総合子育て支援センター（仮称）」の整備を目指します。

また、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供する事で、質と量の確保に努めます。



(9) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜、長期休業中に教育活動を行う事業で、現在の「預かり保育」です。今後、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることになるものを除き、新制度においては、一時預かり事業として実施されます。

【現 状】

平成26年4月現在、香我美幼稚園と夜須幼稚園の2か所で実施しており、平成25年度には延べ16,901人の利用実績があります。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	56,031	56,031	55,904	56,350	56,286
（1号認定）	1,018	1,018	1,016	1,024	1,022
（2号認定）	55,013	55,013	54,888	55,326	55,264
②確保量	30,800	30,800	61,600	61,600	61,600
か所数	2か所	2か所	4か所	4か所	4か所
過不足の状況 （②－①）	▲25,231	▲25,231	供給可能		

【確保方策】

平成29年度より、野市幼稚園、野市東幼稚園で一時預かり事業（預かり保育）を開始します。

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

保護者の病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で受け入れ、保育を行う事業です。

【現 状】

平成26年4月現在、赤岡保育所、香我美おれんじ保育所、夜須保育所で実施しており、平成25年度実績は、延べ725人となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	273	273	273	274	274
確保量	700	700	700	700	700
か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足の状況	供給可能				

【確保方策】

現体制で提供可能となっていますが、利用実績の推移を見守りながら、適宜、確保策に努めます。



(10) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【現 状】

平成 26 年 4 月現在、事業は実施していません。

【量の見込みと確保量】

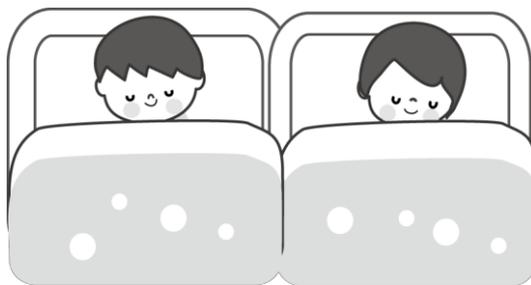
(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	400	400	400	400	400
②確保量	0	0	400	400	400
か所数	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
過不足の状況 (②－①)	▲400	▲400	供給可能		

【確保方策】

平成 29 年度からの病後児保育事業の実施を目指します。

インフルエンザ等の流行度合によりニーズ量の変動することが予測されるため、事業開始後は、実績推移を見守りながら、適宜、医療機関等と検討を行い確保策に努めます。



(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童のいる子育て家庭を対象に、育児の支援を受けることを希望する人と、育児の援助を行うことを希望する人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【現 状】

平成 26 年 4 月現在、事業は実施していません。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
	高学年	2,392	2,392	2,288	2,288	2,288
	合 計	3,952	3,952	3,848	3,848	3,848
②確保量		0	0	0	0	0
過不足の状況 (②-①)		▲3,952	▲3,952	▲3,848	▲3,848	▲3,848

【確保方策】

事業の実施予定はありません。

今後、近隣市等における事業に関する情報を収集しながら、事業実施の必要性について検討していきます。

(12) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条の規定により、香南市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【現 状】

県内の医療機関に委託して、妊婦一人に対して14回まで費用の助成をしており、平成25年度は延べ2,698人の利用実績となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保量	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
過不足の状況	供給可能				

【確保方策】

必要量を提供する体制はできており、関係機関との連携を図りながら今後は受診率の向上に努めます。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策

教育・保育の一体的な提供に関しては、単に保育所・幼稚園の統廃合や保護者の利便性の観点のみならず、教育・保育の質、子どもの成長の観点を大切にする必要があります。

本市では、生きる力を支える確かな学力をはじめ、人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力、規範意識、自尊感情など、子どもたちが生きていくうえで必要な資質・能力を育成する「香南市保幼小中連携カリキュラム」を作成し、平成22年度から市内すべての保育所、幼稚園、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させる保幼小中連携（一貫）教育を推進しています。

子どもの最善の利益を第一に考えた、教育・保育の一体的提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた取組を推進します。

（1）教育・保育の一体的な提供の推進

教育・保育の一体的な提供の推進については、教育・保育の質の充実（ソフト面）と施設整備（ハード面）を一体的に推進する必要があると考えます。

教育・保育の質の充実については、「香南市保幼小中連携カリキュラム」に基づき、保育所、幼稚園、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させる取組を推進します。

幼保一体型施設（認定こども園）の整備については、身近な地域で教育・保育を受けられることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえて検討する必要があるとともに、地域の理解を十分に得る必要があります。

幼保一体型施設（認定こども園）の設置については、今後も引き続き検討を行います。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、市民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子どもの立場に立って、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を目指すものとします。

<家庭の役割>

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は次代を担う子どもを育てていく第一義的責任を負っています。

親は、子どもを養育する主体者であるという自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていきます。

<教育・保育施設等の役割>

保育所、幼稚園、児童館、学校等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

<企業等の役割>

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業等の役割は重要です。企業等は、就労者が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

<地域社会の役割>

地域住民や地域団体・組織等は、子どもは地域の宝であり、子育てを地域全体で担わなければならないと認識し、それぞれの個人や団体が持つ特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を見守り、支援する役割を果たすよう努めます。

<市の役割>

国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭の個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

また、家庭、学校、企業、地域団体・組織等がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、情報提供や相談支援などを行います。

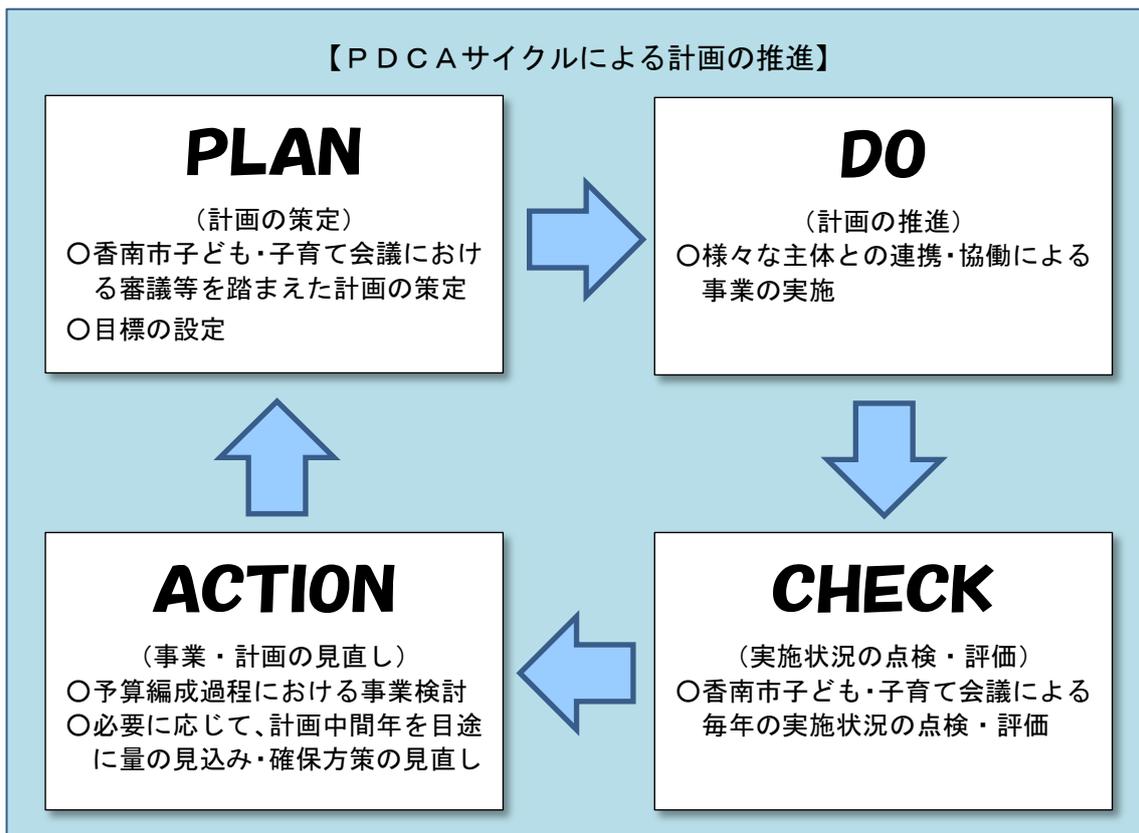
2 計画の広報・啓発

本計画は、策定すれば終了という訳ではありません。関係者が協働して計画の実現を目指すため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

3 計画の進捗管理

担当課を中心に、関係部局と連携しながら執行体制を強化し、本計画の確実な運営と推進のため、定期的に進捗状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、適切な計画の進捗管理に努めます。

なお、本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってまいりましたが、計画の進捗状況の点検・評価についても、同会議において継続的に審議を行います。



附 資料編

1 香南市子ども・子育て会議条例

香南市子ども・子育て会議条例

平成25年6月14日公布

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づく香南市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 子育て会議に副会長を置き、会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 会長は、子育て会議の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

附 資料編

(部会)

第7条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長の指名により定める。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

2 香南市子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成25年9月1日 ～ 平成27年8月31日

区分	所属等	氏名	備考
子どもの保護者	香南市立佐古保育所保護者会	中澤 麻友	
"	香南市立野市小学校第一児童クラブ保護者会	小松 孝教	
"	香南市立香我美幼稚園PTA	百田 智文	
"	香南市立岸本小学校PTA	山中 紀子	
"	子育てサークル(まごあぐうす)	大久保 友	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	有限会社つくし代表取締役(つくし保育園長)	岡崎 梨香	
"	香南市立野市小学校第一児童クラブ指導員	西内 美和	
"	香南市立野市東幼稚園長	山下 遊水	
"	香南市立夜須幼稚園長	公文 千恵子	平成26年4月1日～
"	香南市立夜須幼稚園長 香南市立野市保育所長	奥宮 佐代子	平成25年9月1日～ 平成26年3月31日 平成26年4月1日～
"	香南市立野市保育所長	高橋 公子	平成25年9月1日～ 平成26年3月31日
"	香南市立赤岡保育所長	松本 ひとみ	
学識経験者	高知学園短期大学教授	吉村 斉	
"	元香南市教育長	島崎 隆弘	
"	香南市教育委員	大谷 美保	
"	主任児童委員	竹倉 美智	
"	香南市放課後子どもプラン運営委員	中脇 正人	
関係行政機関の職員	香南市立佐古小学校長	平石 誠	
"	香南市健康対策課保健師	徳平 美保	
"	香南市福祉事務所保健師	福井 智歩	